

第二次小千谷市環境基本計画

～人間と自然との共生の下で
恵み豊かな環境を将来に伝える～



新潟県小千谷市

はじめに



私たちのまち小千谷は、信濃川や山本山などの豊かな自然環境に恵まれ、人と自然が共生する中で先人より守り、受け継がれてきました。これらの豊かな自然を将来の世代へ引き継いでいくことは、私たちの大切な責務であると考えています。

こうした豊かな自然環境を守るため、平成 18 年 3 月に小千谷市環境基本計画を策定し、環境保全に関する施策を推進してまいりましたが、現計画が本年度で終了することから、現在の環境を取り巻く社会情勢や現計画の施策の取組み状況を踏まえ「第二次小千谷市環境基本計画」を策定いたしました。

この計画では「自然と共生し、将来に引き継いでいく社会」「豊かで環境負荷の少ない循環型社会」「地球にやさしい低炭素社会」「環境保全に対し責任と役割を果たすことができる社会」を望ましい環境像として示しております。

これらの望ましい環境像を実現していくためには、一人ひとりの行動が重要であるとともに市民、事業者、行政がお互いに協力・協働していくことが大切であると考えておりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました小千谷市環境審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査（市民・事業者）などで貴重なご意見をいただきました皆さまに心から感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月

小千谷市長 大塚 昇 一

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 各主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 目指す環境

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 望ましい環境像・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 望ましい環境像の実現のための取組

- 基本方針1 豊かな自然を守り、育てていく
 - (1) 森林の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (2) 農地の保全・活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (3) 水辺環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (4) 水資源の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (5) 生態系の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (6) 自然とのふれあいの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

- 基本方針2 快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく
 - (1) 暮らしやすく個性あるまちづくりの推進・・・・・・・・ 18
 - (2) 公害のないまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・ 20
 - (3) 廃棄物の適正処理と資源の循環利用の推進・・・・ 25

- 基本方針3 地球環境保全を意識し、行動していく
 - (1) 地球環境問題への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - (2) 省エネルギーの促進と新エネルギー導入の推進・・・・ 29

基本方針4 環境保全のための取組を支える基盤を整えていく	
(1) 環境情報の共有	32
(2) 環境教育・環境学習の推進	32
(3) 地域における環境活動とパートナーシップの推進	34

第4章 計画の推進体制・進行管理

1 計画の推進体制	
(1) 環境審議会	38
(2) 環境調整会議	38
(3) 市民・事業者・市の協働	38
2 計画の進行管理	
(1) PDCAサイクルによる進行管理	39
(2) 年次単位の進行管理と年次報告書の公表	39
(3) 環境指標と取組指標	40

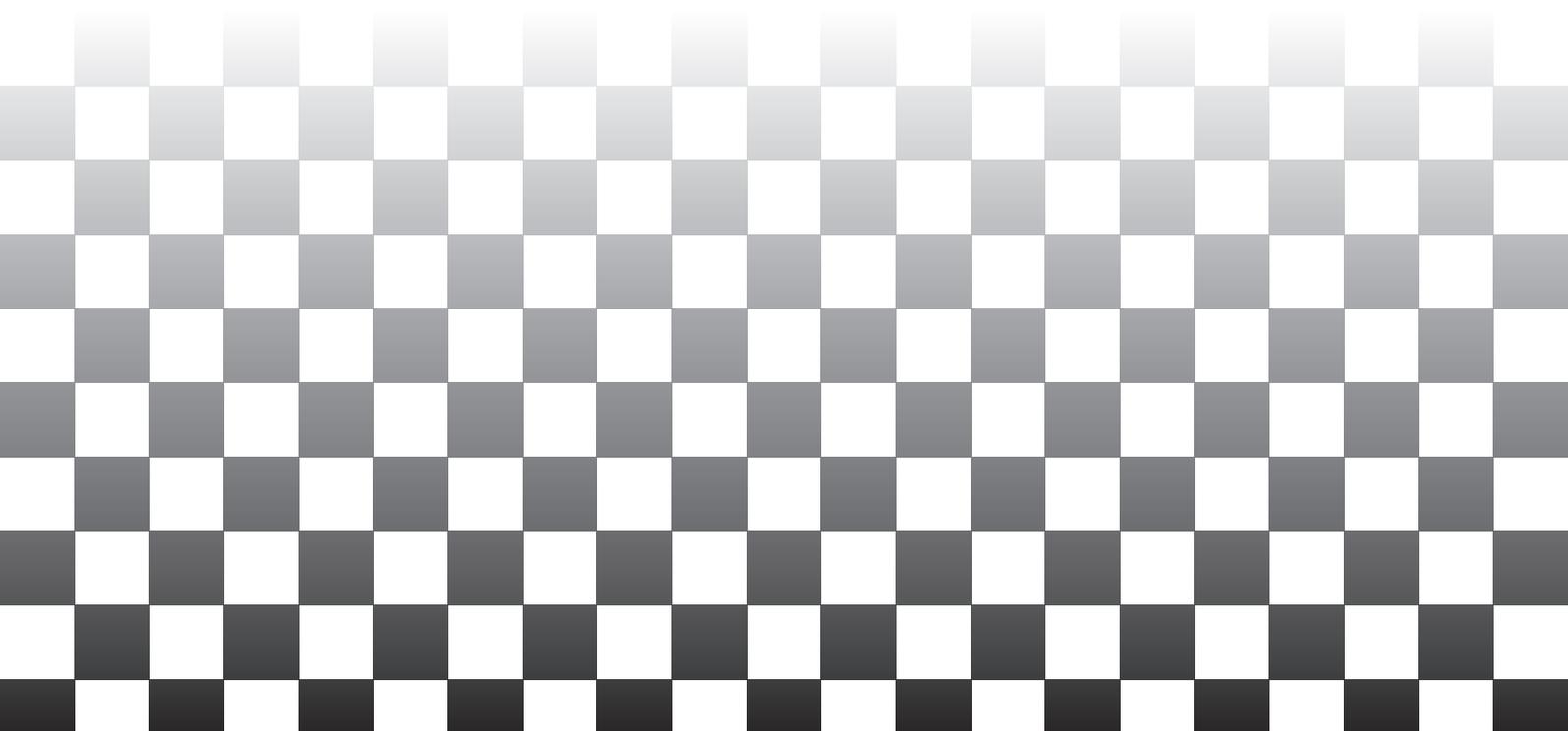
資料編

1 計画策定の経緯	48
2 用語解説	49
3 小千谷市環境基本条例	53
4 市民・事業所アンケート調査結果	56

第1章

計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象範囲
- 4 計画の期間
- 5 各主体の役割



第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

今日の環境問題は、かつての産業活動に起因する公害問題から、大量生産、大量消費、大量廃棄といった日常の社会経済活動や市民生活に起因する環境問題へと移り変わり、近年は地球規模の環境問題として地球温暖化など、私たちの将来世代につながる問題が特に注目されています。

また、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災に伴い、エネルギー政策における太陽光などの再生可能エネルギーの重要性の高まりや節電をはじめとした省エネルギーに対する意識の高揚など、環境を取り巻く状況が大きく変化してきています。

わたしたちは、地球から自然、空気、資源、エネルギーなど多くの恩恵を受けて生活しています。これらの恩恵をわたしたちの子孫に引き継ぐ義務があります。そのために将来世代にわたってかけがえのない恩恵を享受することができる持続可能な社会の構築を進めていくことが求められています。

国は平成24年（2012年）4月に「第四次環境基本計画」を閣議決定し、目指すべき持続可能な社会の姿として、「安全」が確保されることを前提とし、「低炭素社会*」・「循環型社会*」・「自然共生社会*」の各分野が統合的に達成される社会であると位置付けています。

小千谷市では、平成15年（2003年）3月に環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めた「小千谷市環境基本条例」を制定しました。この条例に基づき、平成18年（2006年）3月に環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年度を目標年次として「人間と自然との共生の下で恵み豊かな環境を将来に伝える」を基本目標に「小千谷市環境基本計画」を策定しました。

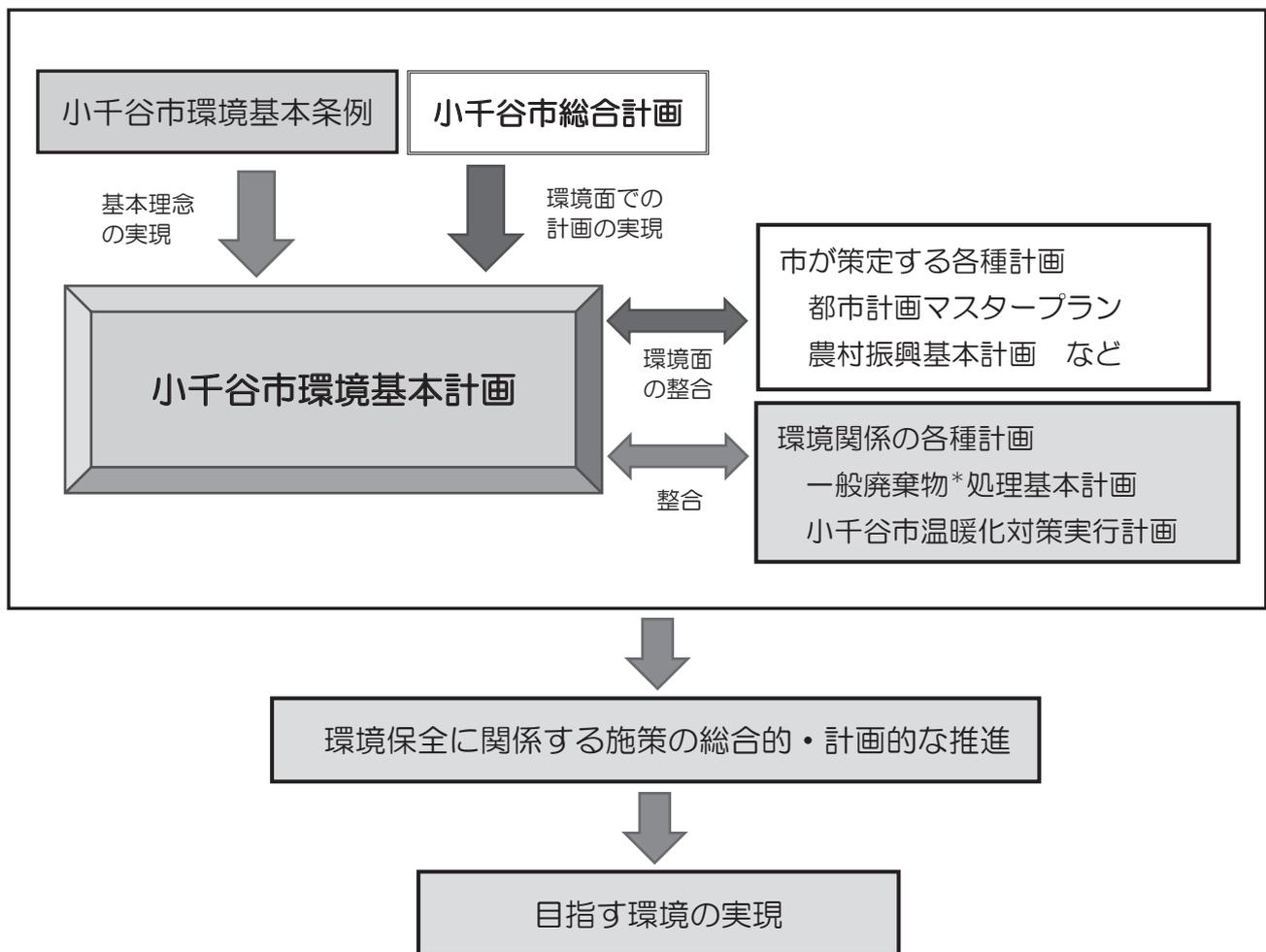
この度、小千谷市環境基本計画が終了年次を迎えることから、引き続き、小千谷市の環境政策を総合的かつ計画的に推進していくため、「第二次小千谷市環境基本計画」を策定しました。

今回の計画の策定に当たっては、平成18年策定の「小千谷市環境基本計画」の内容を基本として、その後の環境情勢の変化などを反映し、市民、事業者参画の下に、さらなる環境づくりを目指す計画とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、小千谷市環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、小千谷市環境基本条例第9条に基づき策定するものであり、小千谷市総合計画を環境面から推進する部門別計画として位置づけられるものです。

市が策定する部門別の個別計画や実施する施策のうち環境に影響を及ぼすと認められるものについては、本計画と整合を図るものです。



参考：小千谷市環境基本条例

第9条第2項 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 計画の対象範囲

本計画で対象とする環境の範囲は次のとおりとします。

①自然環境

森林、農地、水辺環境、水資源、生態系*、自然とのふれあい など

②生活環境

歴史・文化、まちづくり、都市景観、公害、化学物質、廃棄物 など

③地球環境

地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、省エネルギー、新エネルギー など

④環境保全活動

環境情報、環境教育、環境学習、人材の育成 など

4 計画の期間

本計画の期間は平成28年度（2016年）から平成37年度（2025年）までの10年間とします。また、社会情勢や環境の課題変化に柔軟に対処するため、概ね5年を目途に必要な見直しを行います。

5 各主体の役割

今日の環境問題は、私たちの日常生活や社会経済活動に起因する問題が多く、私たち自身が被害者であると同時に加害者であるという特徴を持っています。

このことから、当市の環境を保全し、持続可能な社会を築いていくため、市民・事業者・市がそれぞれの責任と役割を認識し、その実現に向け積極的に取り組むとともに、相互が連携・協力していくことが重要です。

本計画に掲げる望ましい環境像を実現するために、各主体に求められる役割は次のとおりです。

（1）市民（市民団体を含む）の役割

- ①日常生活における環境への負荷低減に努めます。
- ②環境の保全に努めるとともに、市が実施する施策に参加・協力します。

（2）事業者の役割

- ①事業活動を行うに当たっては、公害の防止及び自然環境の保全に努めます。
- ②再生資源など環境に配慮した原材料などの使用に努めます。
- ③市が実施する環境保全に関する施策に参加・協力します。

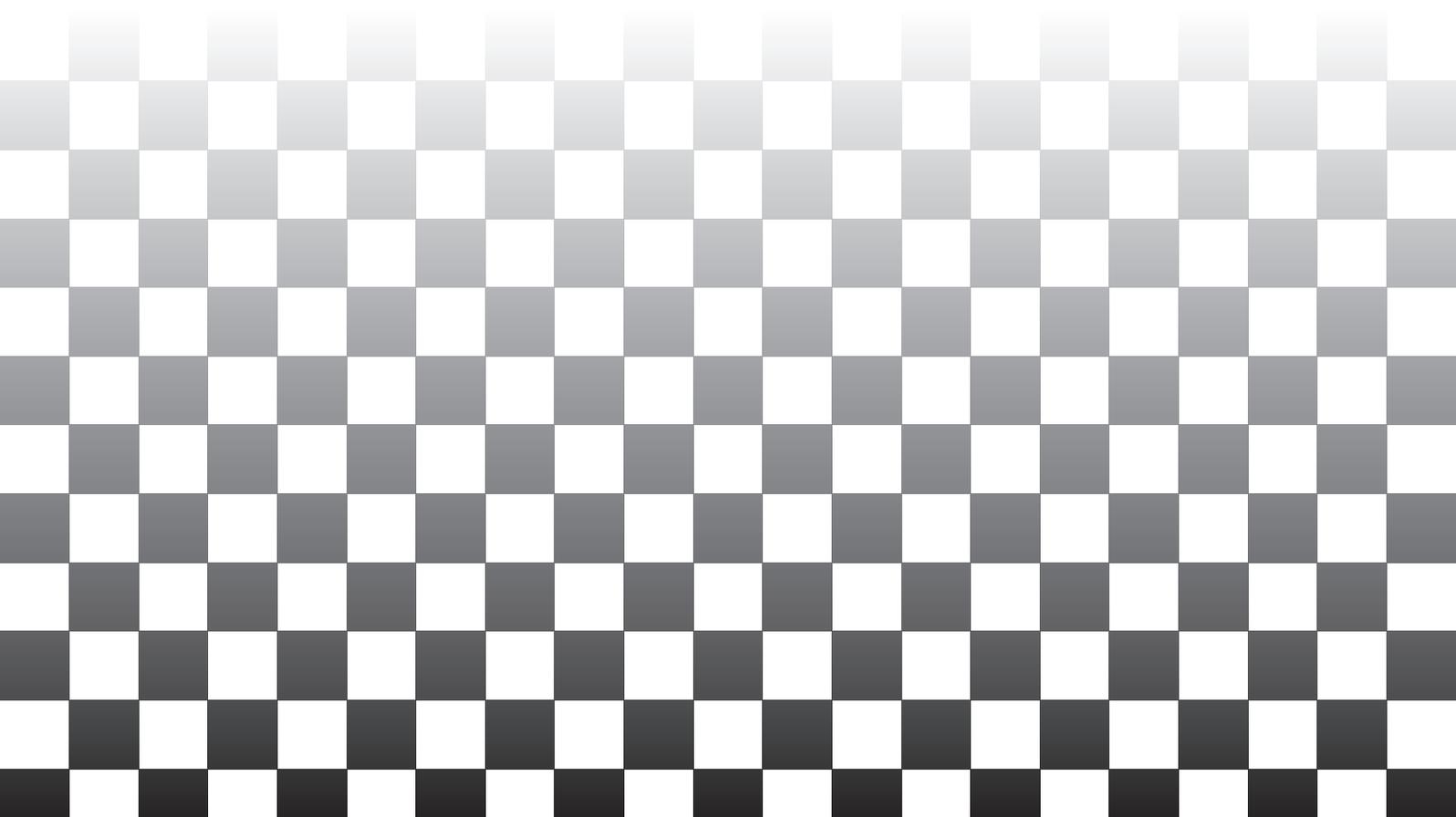
（3）市の役割

- ①環境保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- ②市の事務事業の実施には、率先して環境への負荷低減に努めます。
- ③広域的な施策の取組みは、国や他の地方公共団体と協力して実施します。

第2章

目指す環境

- 1 基本目標
- 2 基本方針
- 3 望ましい環境像
- 4 施策の体系



第2章 目指す環境

1 基本目標

小千谷市が将来的に目指す環境の基本目標を次のとおり定めます。

人間と自然との共生の下で
恵み豊かな環境を将来に伝える

2 基本方針

小千谷市環境基本条例第3条に掲げる基本理念に則り、環境保全についての基本方針を定めます。

【基本方針】

- ①豊かな自然を守り、育てていく
- ②快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく
- ③地球環境保全を意識し、行動していく
- ④環境保全のための取組を支える基盤を整えていく

参考：小千谷市環境基本条例

(基本理念)

第3条 環境の保全は、恵み豊かな環境がすべての市民の安全かつ健康で文化的な生活を営むうえで、欠くことのできないものであることから、これを将来にわたって維持し、及び向上するように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全は、自然と人間との共生の下で、環境への負荷の少なく持続的な発展が可能な都市の実現を目的として、エネルギーの有効的な利用及び資源の循環的な利用を推進するため市、事業者及び市民はそれぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

3 望ましい環境像

小千谷市が将来的に目指す環境の実現に向けて、基本方針に基づく望ましい環境像(将来像)を示します。

(1) 四季の豊かな自然を育て、水辺やみどりとのふれあいを大切にするまち

当市は信濃川の水辺や森林など四季折々に変化する豊かな自然に恵まれています。これらの環境を守り育て、市民が自然とふれあえる空間を確保することが大切です。

良好な環境を人間だけでなく、動植物と共生していることを認識し、将来次世代に引き継いでいく社会をつくっていきます。

(2) 人の生活と環境への負荷バランスをとりながら、潤いをもって暮らしていけるまち

おいしい空気、きれいな水のある豊かな自然に恵まれた環境を維持するためには、人が日常生活や事業活動を通じ環境への負荷を軽減することが大切です。

市民一人ひとりがこのことを認識し、豊かでゆとりある環境への負荷が少ない循環型社会をつくっていきます。

(3) 一人ひとりがムダをなくす努力をし、地球へのやさしさを感じるまち

地球温暖化は、人の日常生活や事業活動による資源・エネルギーの大量消費などを繰り返して来た結果といえます。これまでのライフスタイルを見直し、環境にやさしいエネルギー利用や資源を有効活用するなど温室効果ガスの排出削減の取組みを進めることが大切です。

市民一人ひとりが地球環境を意識し、地球にやさしい低炭素社会をつくっていきます。

(4) みんなが環境に対する高い意識を持ち、お互いに助け合い行動するまち

今日の環境問題を解決するためには、私たちが当事者である認識の下に、現状を理解し、市民・事業者・市が協働してできることから行動していくことが大切です。

各主体が共に助け合い学び合い、環境の保全に対し責任と役割を果たすことができる社会をつくっていきます。

4 施策の体系

	基本方針	望ましい環境像	施策の方向
人間と自然との共生の下で恵み豊かな環境を将来に伝える	基本方針1 豊かな自然を守り、育てていく	四季の豊かな自然を育て、水辺やみどりとのふれあいを大切にするまち	(1) 森林の保全 (2) 農地の保全・活用 (3) 水辺環境の保全 (4) 水資源の保全 (5) 生態系の保全 (6) 自然とのふれあいの推進
	基本方針2 快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく	人の生活と環境への負荷バランスをとりながら、潤いをもって暮らしていけるまち	(1) 暮らしやすく個性あるまちづくりの推進 【歴史・文化とまちづくり、緑地・公園、雪との共生】 (2) 公害のないまちづくりの推進 【大気環境、水質、土壌汚染、化学物質、騒音・振動、地盤沈下、悪臭、放射性物質】 (3) 廃棄物の適正処理と資源の循環利用の推進 【ごみ、リサイクル、不法投棄】
	基本方針3 地球環境保全を意識し、行動していく	一人ひとりがムダをなくす努力をし、地球へのやさしさを感じるまち	(1) 地球環境問題への対応 【地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨】 (2) 省エネルギーの促進と新エネルギー導入の推進 【省エネルギー、新エネルギー】
	基本方針4 環境保全のための取組を支える基盤を整えていく	みんなが環境に対する高い意識を持ち、お互いに助け合い行動するまち	(1) 環境情報の共有 (2) 環境教育・環境学習の推進 (3) 地域における環境活動とパートナーシップの推進

第3章

望ましい環境像の実現のための取組

基本方針1

豊かな自然を守り、育てていく

基本方針2

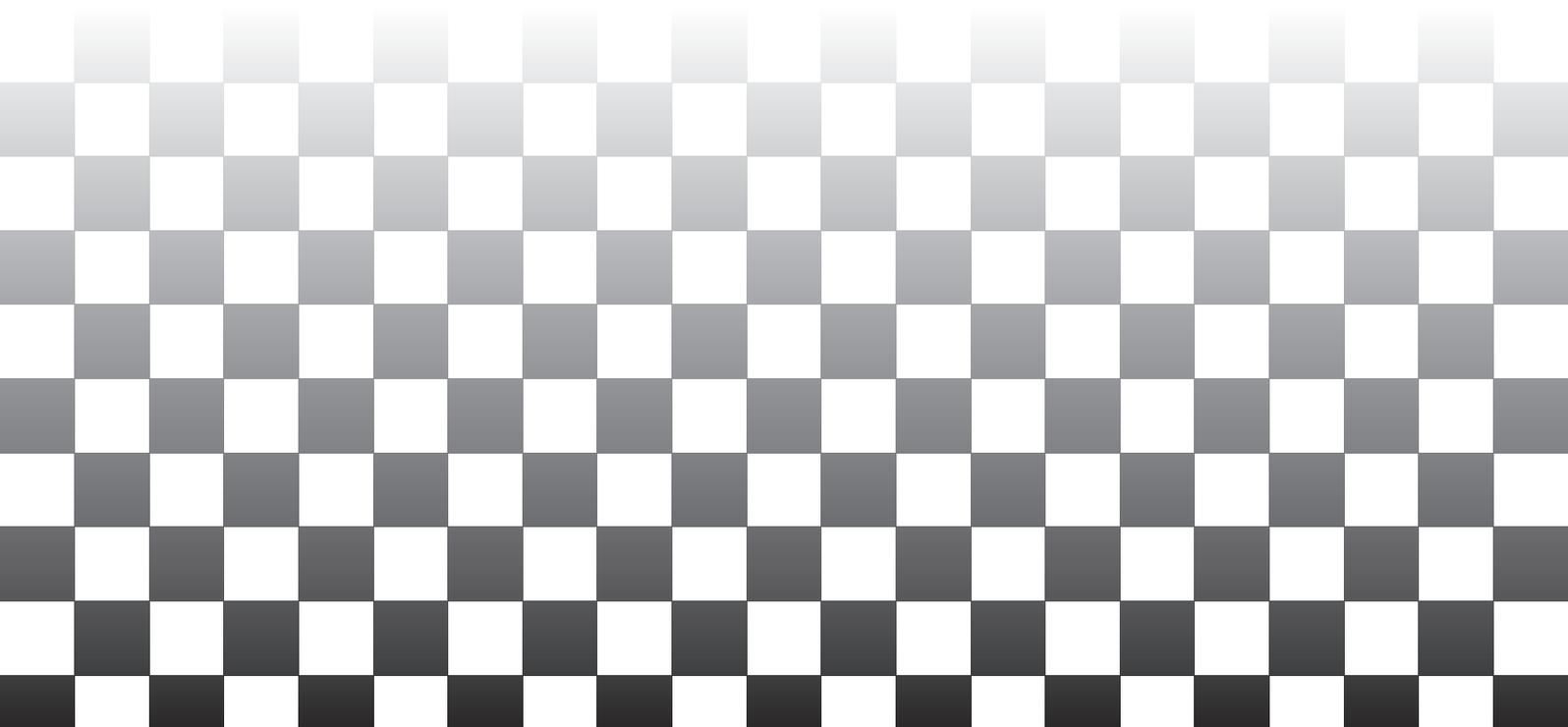
快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく

基本方針3

地球環境保全を意識し、行動していく

基本方針4

環境保全のための取組を支える基盤を整えていく



第3章 望ましい環境像の実現のための取組

基本方針1 豊かな自然を守り、育てていく

【望ましい環境像】

四季の豊かな自然を育て、
水辺やみどりとのふれあいを大切にするまち

(1) 森林の保全

【現 状】

当市は豊かな自然に恵まれ、市全体面積の42%を森林が占め、ブナ、マツ、コナラを中心とした雑木林、スギの人工林などの多様な群落が形成されています。

これらの森林は、身近な生物の生息・生育の場でもあり、山本山・船岡山は鳥獣保護区に指定され、多様な鳥獣の生息地となっています。また、森林は美しい自然景観を私たちにもたらししており、山本山周辺と朝日山周辺、金倉山周辺は「長岡東山山本山県立自然公園」に指定され保護されています。市民アンケート調査の結果でも、今後とも残しておきたい環境、大切にしたい場所として「山本山」・「船岡山」・「金倉山」・「時水城山」などが挙げられています。

【課 題】

森林には木材の生産機能以外にも、災害の防止、水源のかん養、動植物の生息地、景観形成など多様な公益的機能があります。その重要性を認識し、機能を保持していくための取組が必要となっています。

人工林においては、木材価格の低迷や所有者の高齢化などから管理が適正に行われず、森林の保全に問題が生じています。

森林管理を行うに当たり、土地の境界が明確でなく、管理事業の障がいとなっています。

【取組の方針】

- ・森林の荒廃を防止し、森林が有する公益的機能の維持保全に努めます。
- ・森林を健全に維持していくため、間伐などの適切な施業を行うとともに、地元林産物の利用を図ります。
- ・土地の所有者境界を明確にするため、国土調査事業の早期完了に努めます。

【施 策】

- ・森林の荒廃を防ぐため、森林組合と連携し適切な維持管理を指導します。(農林課)
- ・付加価値のある特用林産物の生産を支援します。(農林課)
- ・市有施設などには地元木材の活用に努めます。(建設課、農林課)
- ・無秩序な開発などによる森林の消失を防止します。(農林課)
- ・『にいがた「緑」の百年物語*』県民運動を支援します。(農林課)
- ・森林の持つ公益的機能について普及啓発に努めます。(農林課)
- ・国土調査事業を促進します。(建設課)

【市民及び事業者の取組】

- ・所有している森林を市民活動の場としての利用に協力します。(市民)
- ・所有している森林の間伐や下草刈りなど適切な管理作業を行います。(市民・事業者)
- ・地元産木材の活用に努めます。(市民・事業者)
- ・『にいがた「緑」の百年物語』県民運動に参加・協力します。(市民・事業者)
- ・開発による森林の減少を最小限に抑えるように配慮します。(事業者)

(2) 農地の保全・活用**【現 状】**

当市は農地の大半が水田であり、全体の約90%を占めています。これらの水田は、豊かな田園風景を創り出すとともに、多様な生物の生息地、治水防災機能など、多面的な機能を有しています。しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより農家戸数と経営耕地面積は減少し続けています。また、耕作放棄地は中山間地だけでなく平地においても増加傾向にあります。

【課 題】

農地は作物の生産基盤としての役割のほか、森林と同様に生態系の維持や気候調整機能など多様な公益的機能を有しています。農地が減少することは、それらの機能も失われることから、将来に渡り農地を保全していく必要があります。

【取組の方針】

- ・農地の維持に向け地産地消型農業を推進するとともに、小千谷市担い手育成総合支援協議会と連携し、農業の後継者育成を行います。
- ・市民農園の有効活用や取組み方策の検討を行うとともに、良好な農地の保全に取り組みます。

【施 策】

- ・後継者育成や経営基盤の強化を支援し、農地の維持や耕作放棄地の防止に取り組みます。(農林課)
- ・効率的な農地利用が図れるように基盤整備を支援します。(農林課)
- ・環境保全型農業*の推進に取り組むとともに、食の安全性に関する情報の提供に努めます。(農林課)
- ・水田のフル活用により、主食用米以外の米や他農産物の生産を支援します。(農林課)
- ・地元農産物の販売や学校給食などへの利用を推進します。(農林課)
- ・直売所ネットワークを形成し、地産地消を推進します。(農林課)
- ・農薬や化学肥料の適正使用の啓発に努めます。(農林課)
- ・農地の持つ公益的機能について普及啓発に努めます。(農林課)
- ・市民農園などを活用し、農業とふれあえる機会を創出します。(地域振興課)
- ・農業体験イベントや都市での特産物販売などの機会を提供します。(地域振興課)

【市民及び事業者の取組】

- ・市民農園などを通して農業を体験し、農業の大切さを学びます。(市民)
- ・食の安全や農業に関心を持ち、地元産の農産物を率先して購入します。(市民)

- ・農地の有効活用を図り、耕作放棄地の拡大防止に協力します。(市民・事業者)
- ・環境保全型農業を推進します。(事業者)
- ・農業経営の規模拡大を図り、経営基盤強化のために農地を有効活用し、耕作放棄地の拡大防止に努めます。(事業者)
- ・小売店においては地元農産物を積極的に取り扱います。(事業者)
- ・開発による農地の減少を最小限に抑えるように配慮します。(事業者)

(3) 水辺環境の保全

【現 状】

当市は市内の中心を流れる信濃川や中小河川、池沼など豊かな水辺に恵まれています。これらは、カルガモやアオサギなど水生生物の生息・生育空間にもなっています。

市民アンケート調査の結果では、残しておきたい環境については、「ホテル」や「水辺の環境」を挙げる人が多く、市民にとって水辺環境は関心の高い項目となっています。

信濃川左岸にある五辺の水辺は、多くの動植物の生息・生育空間として保全され、市民の憩いの場となっています。「五辺の水辺利用観察協議会」では、定期的なパトロールと清掃活動を実施しています。

茶郷川においても周辺住民などで構成する「茶郷川環境整備協議会」により、清掃活動、除草や花の植栽などの美化活動、桜並木の管理が行われ、市民の憩いの空間となっています。その他の河川においても、地域の団体が環境美化活動を行っています。

新潟県自然環境保全地域に指定されている郡殿の池(こおりどんのいけ)と男池(おいけ)は、地元保存会により自然環境が保全されています。

【課 題】

信濃川及び中小河川、池沼などの豊かな自然と生態系を維持し、市民が水辺に親しめるよう、水辺の自然環境を保全していく必要があります。

また、一部の水辺にはごみの不法投棄が見受けられることから、自然環境への影響が懸念されています。

【取組の方針】

- ・信濃川は眺望の素晴らしさなど、市民の誇れるシンボルとして、河川環境の保全に努めます。
- ・茶郷川など身近な河川や池沼においては自然と親しみ、ふれあえるような水辺環境の維持に努めます。

【施 策】

- ・信濃川の河川環境の保全に関係機関と協力して取り組みます。(建設課)
- ・河川を整備する際は、多自然型工法*を検討し、自然状態の維持に配慮します。(建設課)
- ・県自然環境保全地域に指定されている郡殿の池、男池の環境保全に地域住民と協力して取り組みます。(商工観光課、生涯学習スポーツ課)
- ・清掃活動やパトロールなどを通して、水辺の維持管理に関係機関と協力して取り組みます。(建設課、市民生活課)
- ・除草や清掃活動などを通して茶郷川など身近な河川とふれあい、親しめる環境を創出し

ます。(建設課、市民生活課)

- ・五辺の水辺などを自然観察地として活用するとともに、関係機関と協力して維持管理に努めます。(生涯学習スポーツ課、建設課)

【市民及び事業者の取組】

- ・ホテルの放流、桜並木の枝おろしや除草などを通して身近な河川の水辺とふれあい、親しめる環境づくりに協力します。(市民)
- ・河川や池沼などの清掃美化活動に参加します。(市民・事業者)
- ・郡殿の池、男池の環境保全活動に参加・協力します。(市民・事業者)
- ・水辺の環境保全に協力します。(市民・事業者)

(4) 水資源の保全

【現 状】

当市には信濃川が市の中心部を流れており、市内中小河川のすべてがこの信濃川に直接的、間接的に流れ込んでいます。渇水期には一部の中小河川において、水位の低下は見られますが、信濃川において水位低下はほとんど見られません。

上水道は大半を信濃川から取水しています。近年は、給水人口の減少や節水型機器の普及に伴い、水需要は減少傾向にあります。

水質汚濁の原因となる油流出事故は、取扱いの不注意によるものがほとんどで、依然として後の絶たない現状にあります。

地下水は、毎年冬季に水位の低下が観測されていますが、これは消雪のため地下水を使用することが原因と推測されます。しかし、春以降は水位が回復し、長期的な変化はほとんどみられないことから、今後も持続可能な範囲内で地下水を利用できるものと考えられます。

【課 題】

水資源は私たちの生活に欠かせない大変貴重なものであり、限りある資源として再認識し、水循環を健全な状態で維持していく必要があります。

地下水の保全と有効利用を図るため、緑化や自然の再生による雨水の地下浸透や貯留対策に向けた取組みを進めていく必要があります。

貴重な水資源の保全に向け、節水対策や雨水利用などを啓発する必要があります。

近隣の市町では、冬期間の地下水の多量取水による地盤沈下が発生していることから、今後とも注意深く観測していく必要があります。

【取組の方針】

- ・家庭や事業所における節水を推進するとともに、雨水を活用するなど水の有効利用を進めます。
- ・地下水を保全するため、定期的な地下水調査により現状を把握するとともに、地下水の適正利用の啓発に努めます。

【施 策】

- ・水資源有効利用の取組みや節水に関する情報提供を行います。(市民生活課)
- ・消雪パイプや流雪溝用水の再利用などの技術について調査・研究を検討します。(建設課)

- ・ 消雪パイプ用水において、節水型設備を設置する取組みに努めます。(建設課)
- ・ 老朽化した水道管を計画的に更新し、漏水の防止に努めます。(ガス水道局)
- ・ 油流出事故防止に向け、引き続き市報などを通じて啓発を行います。(市民生活課)

【市民及び事業者の取組】

- ・ 家庭での節水や水の再利用に努めます。(市民)
- ・ 雨水の有効利用に努めます。(市民・事業者)
- ・ 水の無駄使いを無くし、水のリサイクルなど水の有効利用に努めます。(市民・事業者)
- ・ 地下水の適正利用に努めます。(市民・事業者)
- ・ 従業員に対する節水の啓発に努めます。(事業者)

(5) 生態系の保全

【現 状】

当市ではブナ、カタクリ、トキワイカリソウなど 1,000 種近い植物の存在が確認されており、山地にはコナラの雑木林などの森林が広く残され、多彩な動物も確認されています。

郡殿の池には県内では珍しいマダラナニワトンボや高地の湿原にみられるオゼイトトンボなどが生息しています。また、五辺の水辺には数多くの動植物が生息し、この中には、アカザやイヌハギなど国や県のレッドリスト*に記載されている希少動植物種も少なくありません。

池や水田などの水辺は、カエルやトンボなどの生息の場所として、良好な環境が備わっており、近年は多くの場所でホタルが確認されるようになりました。

当市には多種多様な動植物が生息・生育していますが、外来種*のセイタカアワダチソウや西洋タンポポなどの侵入が問題となっています。また、以前は生息域が奥山林であったツキノワグマやニホンカモシカが、集落付近で確認されるなど生態系の変化が見られます。

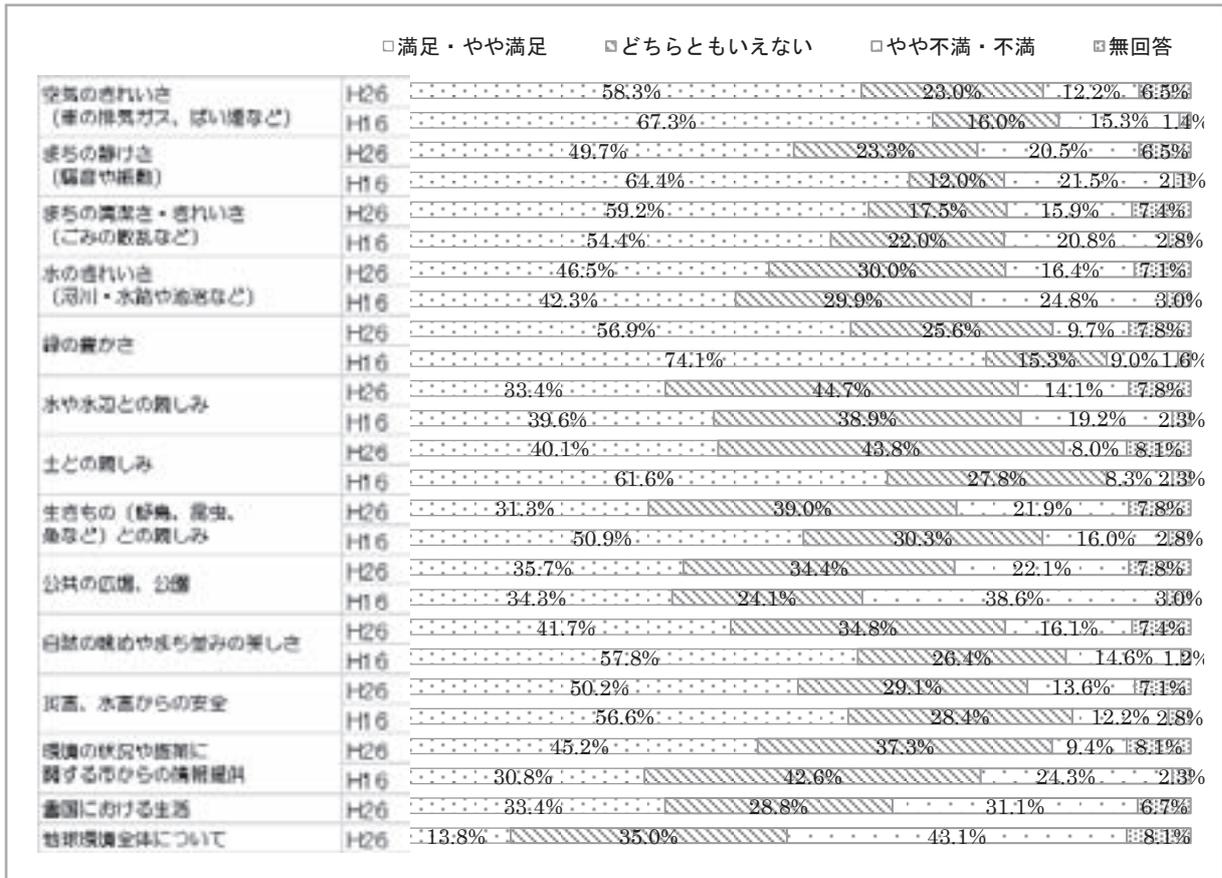
市民アンケートでは「生きものとの親しみ」の項目で「やや不満・不満」と感じる人が増加していますが、これは身近な生き物の減少によるものと考えられます。

【課 題】

セイタカアワダチソウに代表される外来種の生息域の広がりなどにより、生態系が年々変化していることから、在来・希少動植物種及び生態系の適切な保護を図っていく必要があります。

また、十数年前には確認されなかったツキノワグマやイノシシなどによる人的被害や農作物被害の防止対策が必要となっています。

■周辺環境などの満足度（市民アンケート調査）



【取組の方針】

- ・今後も多様な生態系が維持されるよう、動植物の生息・生育状況及び外来種の生息動向を把握するとともに、生態系の適切な保全に努めます。
- ・ツキノワグマやイノシシなどによる人的被害や農作物被害の未然防止対策に取り組みます。

【施 策】

- ・市民や市民団体と協力して自然環境調査を実施し、自然環境の状況や動植物の生育状況について把握します。(生涯学習スポーツ課・市民生活課)
- ・関係機関と連携し外来種に関する啓発活動を行います。(市民生活課)
- ・国や県のレッドリストで確認されている貴重な動植物の保護と保全に努めます。(市民生活課・生涯学習スポーツ課)
- ・農薬や化学肥料の適正使用を指導します。(農林課)
- ・自然の生態系を損なわないよう土地利用を行うとともに、開発事業を適切に指導します。(建設課)

【市民及び事業者の取組】

- ・外来種の魚類を放したり、飼いきれなくなったペットを捨てません。(市民)
- ・野生動物が生息できる、里山環境の維持保全に努めます。(市民)
- ・希少な動植物などを勝手にその生息・生育地から持ち出しません。(市民)
- ・動植物の調査・保護に協力します。(市民・事業者)

- ・ 自然環境や生態系に配慮した事業活動や開発を行います。(事業者)
- ・ 農薬や化学肥料などを適正に使用します。(事業者)

(6) 自然とのふれあいの推進

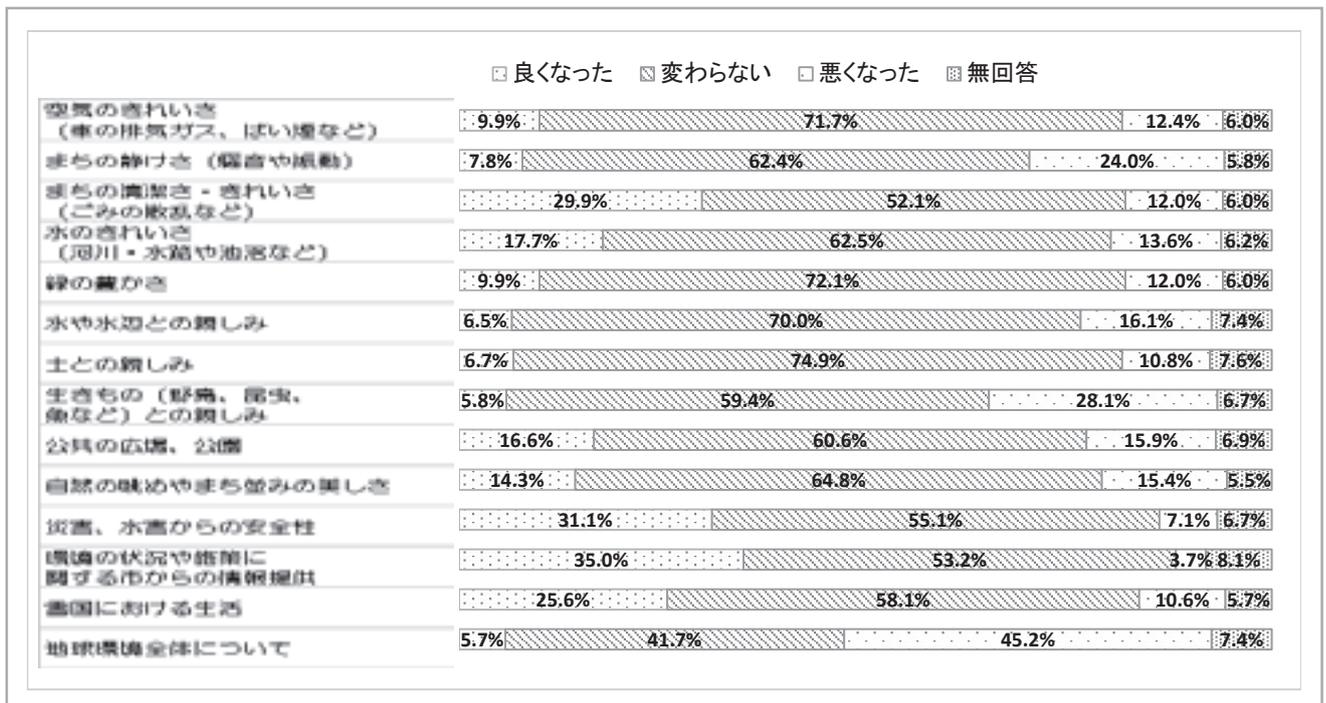
【現 状】

当市は市街地を取り囲むように豊かな自然が広がり、比較的簡単に自然とふれあうことができます。その中でも代表的な船岡山や五辺の水辺、山本山などは、身近に自然環境とふれあえる場所となっています。また、時水城跡や葎生城跡などの遊歩道は、近年の健康ブームに伴い多くの市民が、身近に自然とふれあいながら健康増進が図られる場所として、ウォーキングやトレッキング*を楽しんでいます。また、各施設は地域住民で構成する団体と連携して維持管理を行っています。

信濃川中流域独特の地形である河岸段丘を生かした信濃川河岸段丘ウォークや各種団体による自然観察会、地域活性化の方策として自然環境を含む地域再発見イベントなど自然とふれあう活動が行われています。

市民アンケートの満足度では、「土との親しみ」が10年前と比較して21.5ポイント低下し、40.1%に、「水や水辺との親しみ」は6.2ポイント低下し、33.4%となりました。

■周辺環境などの10年前との比較（市民アンケート）



【課 題】

遊歩道などのある時水城跡や葎生城跡は、市の指定文化財であり、文化財としての遺構の保存と自然とのふれあいの場所としての両立が求められています。

自然とふれあえる場を維持するため、今後も地域住民との連携による保全体制を継続していくとともに、各種の自然観察会などのソフト面の充実を図っていく必要があります。

【取組の方針】

遊歩道などを文化財として適切に保存するとともに、自然とのふれあいの場として提供します。

自然観察会など自然とふれあいながら、自然の大切さを学ぶ取組を進めます。

【施 策】

- ・遊歩道など市民が身近な自然とふれあえる場を、地域住民と連携し整備や保全に努めます。(商工観光課、建設課、農林課)
- ・自然観察会や生物調査など自然とふれあう機会をつくります。(生涯学習スポーツ課)
- ・文化財の史跡を保存し市民に活用してもらおう機会をつくります。(生涯学習スポーツ課)
- ・山本山育成牧場を市民が自然や景観を楽しむことができるよう管理します。(農林課)

【市民及び事業者の取組】

- ・山本山など身近な自然に興味を持ち、自然とのふれあいを持つよう心がけます。(市民)
- ・自然観察会や生物調査に参加・協力します。(市民・事業者)

基本方針2 快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく

【望ましい環境像】

人の生活と環境への負荷バランスをとりながら、
潤いをもって暮らしていけるまち

(1) 暮らしやすく個性あるまちづくりの推進

【現 状】

○歴史・文化とまちづくり

当市には縄文期の遺跡が多く存在し、大平遺跡（真人町）、清水上遺跡（三仏生）は市指定史跡となっています。また、魚沼神社や三仏生百塚など歴史的・文化的資源が多く残っており、一部は国・県・市の文化財に指定され、保護されています。牛の角突きや小千谷縮、錦鯉の養殖といった、自然を巧みに利用しながら培われてきた伝統文化や産業も数多く継承され市民の誇りとなっています。平成26年10月には錦鯉を「市の魚」に制定し、一層の振興を図っています。

○緑地・公園

市内には市民の憩いの場やレクリエーション空間として、都市公園や農村公園などの公園が整備されており、多くの市民に利用されています。また、災害時には避難場所や防災機能などの役割を担っています。

当市の平成26年度末における市民一人あたりの公園整備面積は16.2㎡/人であり、全国平均(10.1㎡/人)を上回り、新潟県平均(16.4㎡/人)と同程度となっています。

○雪との共生

当市は豪雪地帯に位置しており、雪を克服し、雪を資源として利用するなど、雪のもたらす恵沢を活かした住みよい都市の建設を目的に、昭和54年「克雪都市宣言」を行いました。

市民アンケート調査の結果では、雪国における生活の項目で10年前と比較し「良くなった」は25.6%、「変わらない」は58.1%、「悪くなった」は10.6%となりました。

雪を利用したイベントとしては「おぢや風船一揆」や保存した雪を利用し真夏に雪とふれあう「利雪・遊雪・克雪フェア」が開催されています。このほかにも、地域住民の創意で雪国ならではのイベントや行事が数多く行われています。また、伝統産業の小千谷縮は雪との関りの中で育まれてきました。

【課 題】

○歴史・文化とまちづくり

市民アンケート調査の結果では、残しておきたい環境、大切にしたいものとして「歴史や文化を物語る史跡や文化行事」が挙げられています。この歴史的・文化的資源の価値を認識し、適切な保存や活用を図ることが必要です。また、当市の歴史や文化を取り入れる中で歴史的建造物などと調和した景観づくりの取組みが必要となっています。

○緑地・公園

市民からは多目的に利用できる公園の整備を望む声が寄せられています。今後の公園整備にあたっては、市民ニーズの他、災害時の有効活用などにも配慮する必要があります。

また、既設の公園についても景観の保全や施設の安全管理に努め、市民が利用しやすい施設として維持管理を行っていく必要があります。

○雪との共生

今までの伝統と歴史を守りつつ、市民・事業者・関係団体・市が連携して新たな雪の活用方法を研究し、雪への親しみと魅力を感じられる取組みが求められています。

【取組の方針】

- ・歴史的建造物や牛の角突きなど歴史的・文化的資源を保存・活用し、小千谷らしい魅力あるまちづくりを進めます。
- ・公園などの身近な緑地を整備し、市民と市が協力して維持管理を行います。
- ・克雪とともに、雪に親しみと魅力を感じられる環境づくりに取り組みます。

【施 策】

- ・開発に伴う遺跡の崩壊や文化財の散逸を防止し、地域の歴史と文化を守るための調査、保存を行います。(生涯学習スポーツ課)
- ・歴史的建造物の調査を基に、その指定と保存・活用を図っていきます。(生涯学習スポーツ課)
- ・歴史的資源や文化的資源の保存や復元に努めます。(生涯学習スポーツ課)
- ・市有施設の建設に際しては、周辺のまち並みと調和がとれるよう配慮します。(建設課)
- ・市民の美化意識を高めるための啓発を行います。(市民生活課)
- ・身近な公園や緑地を整備します。(建設課)
- ・公園の景観保全や施設などの維持管理を適切に行います。(建設課・商工観光課・農林課・社会福祉課)
- ・市民や地域と協力・連携し、克雪対策を実施します。(建設課)
- ・克雪住宅の普及を推進します。(建設課)
- ・雪を活かしたイベントなどを開催し、雪に親しみと魅力を感じられる環境づくりに取り組みます。(建設課、商工観光課、生涯学習スポーツ課)

【市民及び事業者の取組】

- ・郷土芸能や文化行事などの文化的資源の保存や継承に努めます。(市民)
- ・文化財や伝統文化について理解と知識を深めます。(市民・事業者)
- ・郷土の歴史や文化にふれる活動、文化財の保全に協力します。(市民・事業者)
- ・自然や文化などの地域の特徴を活かしたまちづくりに協力します。(市民・事業者)
- ・公園の美化清掃作業など維持管理活動に積極的に参加します。(市民・事業者)
- ・市と連携し、克雪対策に取り組みます。(市民・事業者)
- ・雪を生かしたイベントなどに積極的に参加・協力します。(市民・事業者)
- ・文化や伝統を活用した観光のまちづくりに積極的に参加します。(市民・事業者)
- ・開発行為を行う際は、周辺の景観と調和に配慮します。(事業者)

(2) 公害のないまちづくりの推進

【現 状】

○大気環境

大気環境の観測は、新潟県が県内6地区15箇所の大気汚染常時監視測定局で実施しています。

市民アンケート調査の結果では、「空気のきれいさ」に満足している人は10年前に比べ9.1ポイント低下しました。また、今後の環境対策として8割以上の人々が「大気」を重要と回答しています。

当市では県が大気中の光化学スモッグ又はPM2.5* (微小粒子状物質)の濃度上昇に伴い警報などを発令した場合、速やかに市民に周知する体制をとっています。平成26年2月には、PM2.5の濃度上昇による注意喚起を緊急一斉メールとホームページで行いました。

○水 質

河川の定期的な水質検査は、信濃川を国土交通省が、市内主要7河川を市が、実施しています。信濃川の汚濁の程度を示すBOD*は環境基準*(2.0mg/L)以下となっています。市内主要7河川のBODは、表沢川においてやや高い値を示していますが、他の河川は環境基準の2mg/L前後で推移しています。

市民アンケート調査の結果では「水のきれいさ」に対する満足度は、10年前に比べ4.1ポイント上昇し、46.5%となっています。今後の環境対策の重要度では「近所の川などの水質汚濁対策」が85.5%と市民の関心は高くなっています。

平成26年度末の生活排水処理人口は34,836人で、当市人口の約93.0%を占めています。当市は平成24年3月に「小千谷市循環型社会形成推進地域計画*」を策定し、人口分布や地形などを考慮し公共下水道、農業集落排水処理施設*、合併処理浄化槽*の整備と普及による生活排水処理率の更なる向上に取り組んでいます。

○土壌汚染*

土壌汚染対策法では、有害物質を使用、製造、処理する事業場を廃止する場合など、一定の要件に該当する土地の所有者は、土壌の汚染状況を調査し、その結果を知事に報告することが義務付けられています。当市では土壌汚染を早期に発見するため、定期的に地下水の水質検査を行っており、ここ数年の地下水の水質検査結果では、異常は確認されていません。

○化学物質

産業活動などに伴い、様々な化学物質が環境(大気・水・土壌)へ排出され、人の健康や生態系に及ぼす影響が懸念されています。PRTTR法*により、事業所自ら特定の化学物質の排出量や事業所外への移動量を把握し、国に届出・公表する制度が実施されています。

○騒音・振動

騒音・振動の原因としては、工場や事業場における事業活動によるもの、建設工事に伴って発生するもの、道路交通によるものなどがあります。当市では騒音規制法、振動規制法及び新潟県生活環境の保全などに関する条例に基づき、騒音・振動に関する規制が行われています。

騒音については、高速道路沿線騒音調査、環境騒音調査、自動車騒音常時監視を年1回

実施しており、それらの測定結果は、概ね環境基準以下となっています。

○地盤沈下

近隣市町村においては、地下水の取水が原因で地盤沈下が発生しています。当市では片貝地区で観測を行っていますが、今のところ地盤沈下は確認されていません。

○悪臭

野焼きなどに起因する苦情が多く寄せられており、野焼きの苦情に対しては、原因調査と原因者への指導を関係機関と協力して行っています。このようなことから市報に野焼き禁止の記事を定期的に掲載し、市民に周知しています。

○放射性物質

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故により、一般環境中に大量の放射性物質が漏出し、事故由来の放射性物質に対する環境汚染対策が必要となりました。当市では、幼稚園、保育園、各学校、廃棄物処理施設などの放射線量の測定を行っていますが、市内の放射線量は新潟県における通常範囲に入っています。

【課題】

○大気環境

近年はPM2.5など、外国からの汚染物質の飛来が問題となっており、国レベルでの対応が求められています。

光化学スモッグやPM2.5などの濃度上昇に伴う警報発令時の市民への周知体制の拡充が課題となっています。

○水質

市民アンケート調査の結果では、10年前に比べ件数は減ったものの、生活排水や農薬による河川生物への悪影響を心配する声があります。今後も継続して水質検査を実施するとともに生活排水処理率の更なる向上を図っていく必要があります。

○土壤汚染

市民アンケート調査の結果では、今後の環境対策の重要度で、9割近くが重要、やや重要と回答しています。今後も県と連携して土壤汚染の発生状況を監視していく必要があります。

○化学物質

事業所はPRTTR法に基づいて国に届出を行う必要があることから、市では国が公表したデータの収集を行い、市民への情報提供を行うことが重要です。

○騒音・振動

高速道路の騒音については、一部の箇所環境基準を超えていることから、新たな防音壁の設置が求められています。また、国道、主要県道などの環境騒音調査と自動車騒音常時監視においても環境騒音で一部の箇所環境基準を超えていることから、高速道路も含め継続して調査を実施する必要があります。

○地盤沈下

消雪パイプによる融雪は冬期間における交通確保に大きな役割を果たしていますが、地下水の汲み上げは地盤沈下の原因にもなります。今後も引き続き地盤沈下の観測を行い、

監視していく必要があります。

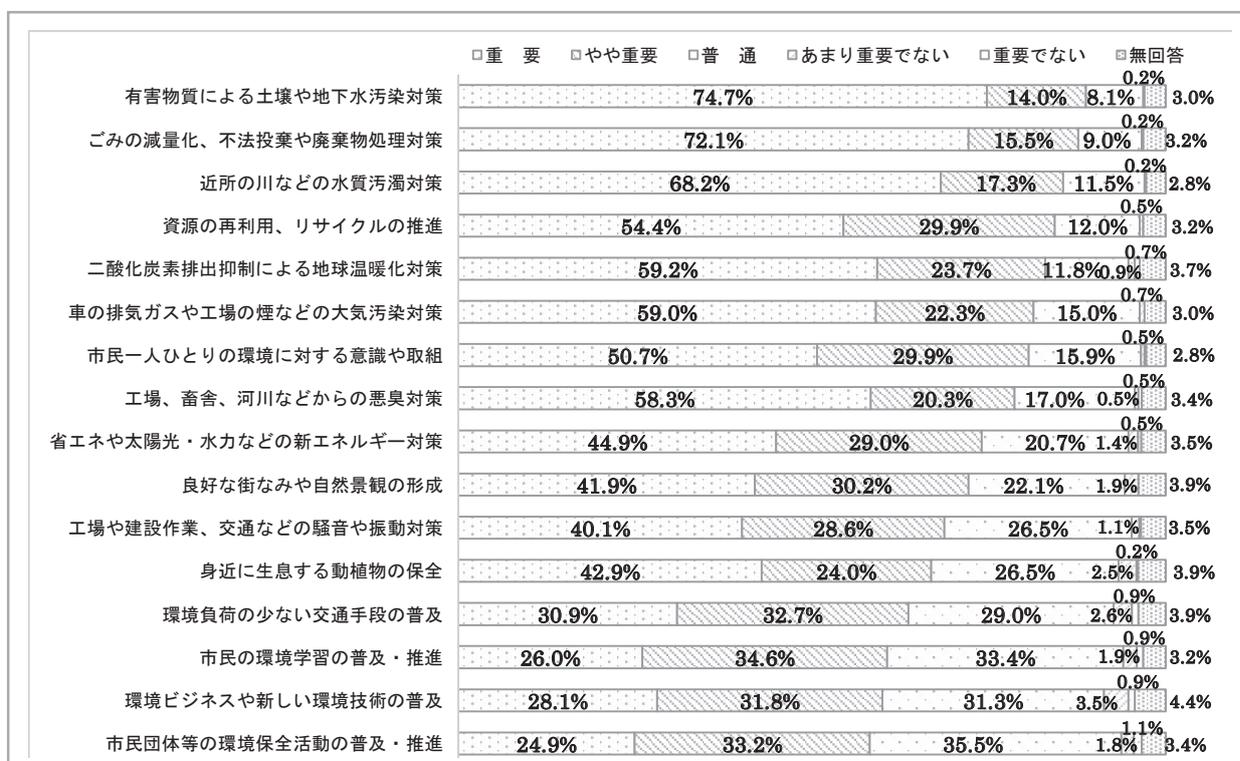
○悪 臭

初殻の焼却など野焼きに関する苦情が多いことから、引き続き野焼きは原則として禁止されていることを市民に周知、徹底を図っていく必要があります。

○放射性物質

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する放射性物質の影響が懸念されるため、今後も空間放射線量の定期的な測定や、上水、ごみ焼却灰、学校給食の食材、農産物などの放射性物質検査を国や県と連携して実施し、状況を監視していく必要があります。

■これからの環境対策の重要度（市民アンケート）



【取組の方針】

- ・大気汚染や水質汚濁といった環境汚染を未然に防止するため、継続的に調査・監視を行い、発生防止と早期の対応に努めます。
- ・産業活動などに伴い発生する土壌汚染や化学物質に対して適切な届出・報告の周知に努めます。
- ・社会活動により発生する騒音・振動の継続的な調査・監視を行い、公害防止に努めます。
- ・小千谷市公害防止条例*に基づき、公害の発生のおそれがある事業所と協定を結び、公害の未然防止と生活環境の保全に取り組めます。
- ・典型七公害*について、関係機関と連携して発生防止に努めます。
- ・環境に関する情報を収集し、市民へ提供します。
- ・放射線量などの測定を定期的に行います。

【施 策】

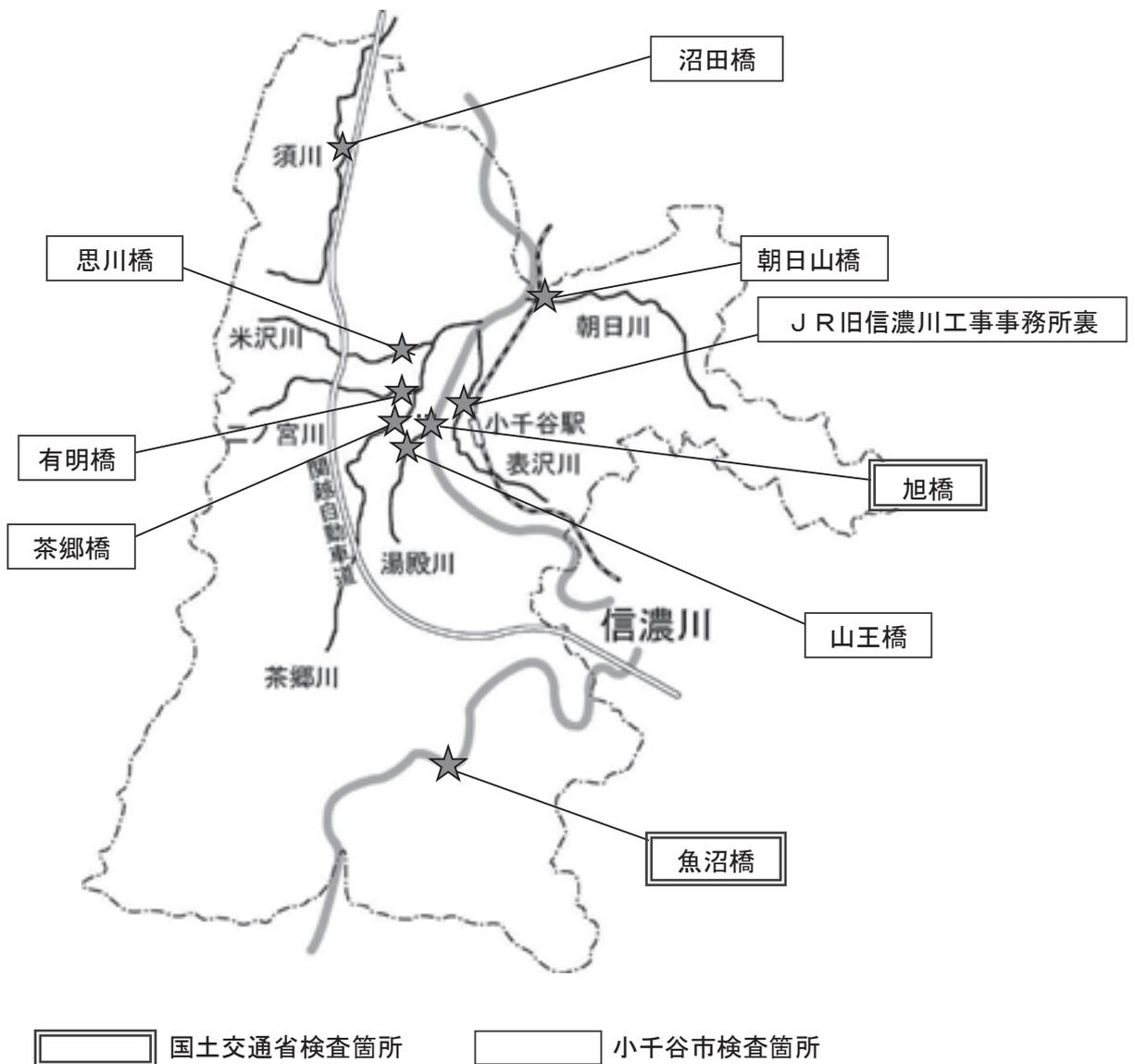
- ・大気汚染、騒音、水質などの状況について定期的に調査するとともに、公害発生の監視を行います。(市民生活課、ガス水道局)
- ・国や県などが行っている環境調査の結果や環境に関する情報を収集し、ホームページや市報で市民・事業者提供します。(市民生活課)
- ・公共交通機関の利便性向上を図り、自動車の使用抑制に努めます。(地域振興課)
- ・自動車の使用抑制、低公害車の普及に関して市民や事業者の意識向上を図ります。(市民生活課)
- ・公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備済み区域における水洗化を指導し、接続率の向上を図ります。(ガス水道局)
- ・公共下水道及び農業集落排水処理区域外における単独浄化槽*設置者に対し、合併処理浄化槽への切り替えを啓発します。(市民生活課)
- ・環境保全型農業の推進及び農薬や化学肥料の適正使用の指導を行い、水質への影響を低減します。(農林課)
- ・公害問題が発生した際は関係機関と協力し、速やかに解決を図ります。(市民生活課)
- ・工場からの排煙や野焼きなどに関しては、監視、指導などを関係機関と協力して行い、公害の発生を防止します。(市民生活課)
- ・国や県と連携し、ダイオキシン類など有害化学物質*について情報提供を行います。(市民生活課)
- ・小千谷市公害防止条例に基づく協定を締結し、監視・指導を行います。(市民生活課)
- ・放射線に関する正しい知識の普及啓発を図ります。(危機管理課)
- ・生活空間における放射線量のモニタリング調査を行います。(危機管理課)
- ・水道水などの放射能調査を行います。(ガス水道局)
- ・食品などの放射性物質のモニタリング調査を行います。(危機管理課、学校教育課、社会福祉課)
- ・廃棄物処理施設の放射線測定を行います。(市民生活課)
- ・高速道路の新たな防音壁設置を関係機関と連携し、事業者に要望します。(市民生活課)

【市民及び事業者の取組】

- ・公共交通機関、自転車などを活用し、自家用車の利用を減らします。(市民)
- ・公共下水道や農業集落排水処理施設の整備地区では積極的に家庭からの排水を接続します。また、整備地区以外では合併処理浄化槽の設置に努めます。(市民)
- ・「油を流さない」など家庭からの環境への負荷を低減します。(市民)
- ・大気汚染や水の汚れ、土壌、地下水などに関心を持ちます。(市民・事業者)
- ・アイドリングストップなど環境に配慮した自動車運転を心がけます。(市民・事業者)
- ・自動車を購入する際は、低燃費車・低公害車への転換に努めます。(市民・事業者)
- ・土壌や水質への影響を低減するため、農薬や除草剤などは適正に使用します。(市民・事業者)
- ・騒音などで近隣に迷惑をかける行為をしません。(市民・事業者)
- ・野焼きを行いません。(市民・事業者)

- ・放射線や放射性物質に関する正しい知識の入手に努めます。(市民・事業者)
- ・排煙や排水について適正処理を行い、排出基準を守ります。(事業者)
- ・工場や事業所などにおける有害化学物質の適正な保管、使用、輸送及び廃棄を徹底します。(事業者)
- ・化学物質の使用、排出、廃棄などについて管理体制を整備し、環境へ負荷を与えるおそれのある物質を削減します。(事業者)
- ・廃棄物は適正に処理します。(事業者)
- ・工場や工事などにおける騒音・振動対策を徹底します。(事業者)

信濃川及び市内主要7河川水質検査



(3) 廃棄物の適正処理と資源の循環利用の推進

【現 状】

○ご み

ごみの収集は市の委託業者と許可業者により行っており、処理は市の時水清掃工場（焼却）及びクリーンスポット大原（埋立、リサイクル）で行っています。

平成26年度の市全体のごみ排出量は14,333tで市民一人一日あたり1,048g（古紙・資源物集団回収分を除くと944g）の排出量となっています。これは平成25年度の全国平均である958g（古紙・資源物集団回収分を含む。）を上回っています。

市全体のごみ排出量の推移は、平成18年度は17,656tで一人一日あたり1,199g（古紙・資源物集団回収分を含む。）の排出量でしたが、徐々に減少し、平成23年度のごみ処理有料化実施直後は、家庭系ごみで23%程度、事業系ごみで6%程度減少し、以後家庭系ごみ、事業系ごみとも排出量は横ばい状態が続いています。

○リサイクル

市ではプラスチック製容器包装、缶・ビン、ペットボトル、古紙類、小型家電、古着などの回収事業や資源物集団回収奨励事業などを実施し、ごみの減量化とリサイクルに取り組んでいます。

平成26年度のごみリサイクル率は20.8%となっており、これは平成25年度の全国平均である20.6%と同程度になっています。

リサイクル率の推移は平成18年度に15.4%であったものが、徐々に上昇し、平成23年度のごみ処理有料化の実施以降は21%台で推移し、平成26年度は20.8%となっています。

○不法投棄

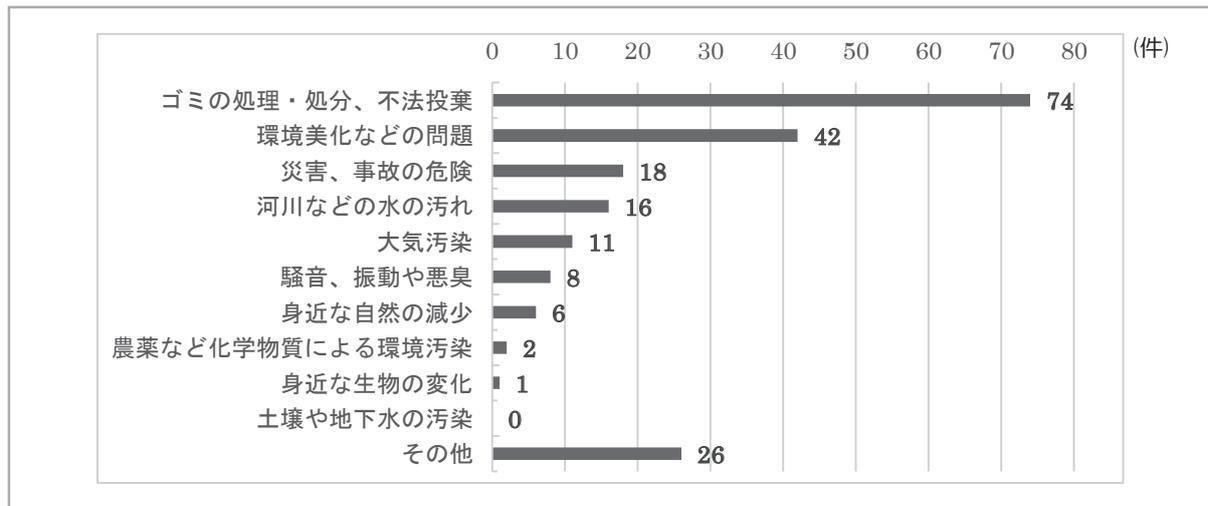
不法投棄物としてはタイヤやテレビなどが多く、回収件数はごみ処理の有料化を実施した直後の平成23年度がピークであり、以後は徐々に減少しています。

市では、ごみの不法投棄防止に向けて町内会、関係機関と協力して取り組んでいるほか、監視カメラの設置や不法投棄監視パトロールを行っており、不法投棄が確認された場合は撤去やその後の監視に取り組んでいます。

また、市では4月、5月の最終日曜日を「ごみ0の日（全市一斉清掃の日）」とし、町内会が主体となって、道路や公園などにポイ捨てされた空カンなどの回収と清掃活動を行っています。

市民アンケート調査の結果では、空カンのポイ捨てや河川、山林、耕作放棄地などにおける不法投棄を指摘する声が多く寄せられています。

■身近な環境上の問題（市民アンケート）



【課題】

○ごみ

廃棄物による環境負荷を低減するため、家庭や事業所から排出されるごみの減量化が必要となっています。

○リサイクル

資源の循環利用に向けて、資源の分別回収、資源化の拡大、家庭での生ごみの堆肥化などが必要となっています。

○不法投棄

廃棄物の適正処理を推進し、市民や事業所と協力して、不法投棄の未然防止や早期発見・早期対応が必要となっています。

【取組の方針】

- ・ごみを減量化するため、市民・事業者と連携し、ごみの発生抑制、ごみの分別徹底、生ごみ削減を推進します。
- ・資源を循環利用するため、減量（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3R運動を推進します。
- ・廃棄物を適正処理するため、ごみの適正処理意識の啓発、町内会・関係機関と連携した不法投棄監視活動、不法投棄物の早期発見・早期対応に努めます。

【施策】

- ・家庭系ごみ、事業系ごみの3R運動などに関する意識の啓発に努めます。（市民生活課）
- ・ごみを多量に排出する事業者に対しては、ごみ減量化計画などの策定を指導します。（市民生活課）
- ・ごみの分別や回収方法、家電製品の処理方法など、ごみの出し方のルールについて周知徹底します。（市民生活課）
- ・分別、処理方法などを必要に応じて見直し、環境への配慮やリサイクルの推進に合致した適正なごみ処理を推進します。（市民生活課）
- ・買い物時にマイバッグを使用するなどのグリーンコンシューマー*運動の啓発やごみ処理

- 費用などの情報公開を通じて、市民のごみ減量化に対する意識を高めます。(市民生活課)
- ・レジ袋の削減を推進します。(市民生活課)
- ・生ごみの水切りを励行するとともに、堆肥化を推進します。(市民生活課)
- ・「おぢやのごっつお食べ切り運動*」を推進し、生ごみの減量化を図ります。(市民生活課)
- ・リサイクルプラザで不用品の回収を行い、資源の再利用を促進します。(市民生活課)
- ・資源物集団回収奨励事業や古着回収事業などにより、資源のリサイクルを促進します。(市民生活課)
- ・新たなリサイクル品目の回収に取り組みます。(市民生活課)
- ・市民や事業者のグリーン製品*の購入に対する意識を啓発するとともに、市が率先してグリーン製品を購入します。(市民生活課)
- ・関係機関と協力し、「ごみ0運動」などの美化運動の実施により、市民意識の向上を図ります。(市民生活課)
- ・町内会、事業者、関係機関と連携して不法投棄防止の監視、パトロール体制を構築します。(市民生活課)
- ・産業廃棄物*の処理に関する監視・指導を行います。(市民生活課)
- ・不法投棄が発生した場合、関係者への指導などにより早期発見・早期対応を図ります。(市民生活課)

【市民及び事業者の取組】

- ・グリーンコンシューマー運動に積極的に参加・協力します。(市民)
- ・生ごみの水切りを励行するとともに、堆肥化に積極的に取り組み、ごみの減量に努めます。(市民)
- ・不用品の交換会を利用するなど資源の再使用に努めます。(市民)
- ・資源物集団回収奨励事業などのリサイクル活動に積極的に取り組みます。(市民)
- ・市が行うごみの分別収集に積極的に協力します。(市民)
- ・「ごみ0運動」などに参加し、ポイ捨てされた空き缶などの回収や清掃を行います。(市民)
- ・ごみのポイ捨てをしません。(市民)
- ・家電などの廃棄の際は適切に処理し、不法投棄は行いません。(市民)
- ・分別排出を行い、ごみの減量化、リサイクルに積極的に取り組みます。(事業者)
- ・簡易包装に努めるとともに、消費者に協力を呼びかけます。(事業者)
- ・牛乳パック、トレーなどの資源物の自主回収を進めるとともに、リサイクル意識の啓発を行います。(事業者)
- ・グリーン製品の使用に積極的に取り組みます。(事業者)
- ・リサイクルしやすい製品の製造販売に取り組みます。(事業者)
- ・生ごみや植栽の剪定枝などの堆肥化を進めます。(事業者)
- ・産業廃棄物は最終処分されるまで責任を持って管理します。(事業者)

基本方針3 地球環境保全を意識し、行動していく

【望ましい環境像】

一人ひとりがムダをなくす努力をし、
地球へのやさしさを感じるまち

(1) 地球環境問題への対応

【現 状】

○地球温暖化

私たちの生活や経済活動を支えるため大量のエネルギーが消費されています。特に主要なエネルギー源である化石燃料の燃焼による膨大な量の二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスの排出が地球温暖化の原因となっています。このまま排出量を抑制しなければ、地球温暖化が更に進行し、熱波や干ばつ、暴風雨といった異常気象、海面の上昇、生態系の変化など、自然環境や生活環境への深刻な影響が懸念されています。

○オゾン層の破壊

オゾン層は太陽からの有害な紫外線を吸収し、地球上の生命を守る役割を果たしており、これが破壊されると地上への有害紫外線の照射量が増加し、皮膚がんや白内障などの健康被害や生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

オゾン層破壊の原因となっているフロン類は、冷蔵庫やエアコンなどの冷媒などに広く使用され、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保などに関する法律（フロン回収・破壊法）」「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」「使用済自動車の再資源化などに関する法律（自動車リサイクル法）」において、製品の廃止に際しては回収・破壊が義務付けられています。

○酸性雨

酸性雨は工場や自動車から排出された、硫黄酸化物や窒素酸化物などが、大気中で硫酸イオンや硝酸イオンなどに変化し、これを取り込んで生じる酸性の強い雨のことで、水素イオン濃度（pH）が5.6以下の雨を一般的に酸性雨と呼んでいます。

酸性雨は河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆びを発生させたりして、建造物に被害を与えます。

新潟県では昭和58年度から酸性雨の調査を行っており、当市周辺では長岡市、南魚沼市で観測が行われています。最近の観測値は、年間平均値でpH4.5～4.7の酸性を示しています。

【課 題】

○地球温暖化

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスは、社会経済活動、市民生活など様々な過程で排出されます。温室効果ガス排出量の現状を踏まえ、地球温暖化防止対策を進め、低炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進していく必要があります。

○オゾン層の破壊

現在、日本ではフロンガスは生産されていませんが、以前に生産された機器の中にはフロンガスを使用している機器があり、これらの機器が破棄される際にフロンガスを大気中に発生させることなく、完全に回収し適正に処理する必要があります。

○酸性雨

酸性雨対策としては、自動車の排気ガスや工場からのばい煙の排出量を削減する必要があります。しかし、酸性雨は大気汚染物質の発生源から数千キロメートルも離れた地域に影響することもあり、国境を越えた広域的な環境問題であるため国や県と連携して対策をとる必要があります。

【取組の方針】

- ・行政の先導的な地球温暖化防止対策の推進とともに、市民や事業者の行動を明確にし、地球温暖化防止に向けたライフスタイル改善の啓発を行います。
- ・節水や節電、省エネルギー機器の導入、公共交通機関の利用などを促進し、省エネルギー化を推進します。
- ・オゾン層保護のため、フロンなどオゾン層破壊物質の回収・適正処理を進めます。
- ・酸性雨の原因となる汚染物質の削減に国や県と連携して取り組みます。

【施 策】

- ・地球温暖化問題に関する情報提供を行い、市民の意識を高めます。(市民生活課)
- ・二酸化炭素の吸収源である森林の維持管理や植樹活動を支援します。(農林課)
- ・オゾン層保護及び酸性雨の防止の啓発に努めます。(市民生活課)
- ・フロンの適正処理を進めます。(市民生活課)
- ・公用車への低燃費車・低公害車への切り替えを進めます。(総務課)

【市民及び事業者の取組】

- ・地球温暖化問題の原因や現状に関心を持ちます。(市民・事業者)
- ・二酸化炭素の吸収源である森林の維持管理や植樹を行います。(市民・事業者)
- ・フロンを使用している製品の廃棄にあたっては、適正処理を行います。(市民・事業者)
- ・酸性雨問題の原因や現状に関心を持ちます。(市民・事業者)
- ・低燃費車・低公害車購入に努めます。(市民・事業者)
- ・地球温暖化防止に向けて、従業員の意識の高揚に取り組みます。(事業者)
- ・熱帯材使用の自粛など、世界の森林の保護に配慮します。(事業者)
- ・ディーゼル車両の排ガス抑制に努めます。(事業者)

(2) 省エネルギーの促進と新エネルギー導入の推進

【現 状】

○省エネルギー

化石燃料を中心としたエネルギーの大量消費は、資源の枯渇とともに、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスを大量排出し、地球温暖化が深刻化しています。さらに東日本大震災の影響による電力供給力低下に伴い需給調整を目的とした節電が求められています。

当市では平成20年に「小千谷市の事務及び事業に関する地球温暖化対策実行計画」を

策定し、電気やガスの使用量削減に取り組むとともに、市庁舎、消防庁舎などの照明設備をLED化するなどの省エネルギー対策を推進しています。

○新エネルギー

化石燃料に代わる太陽光、風力、バイオマス*などの新エネルギーは、再生可能エネルギー固定価格買取制度*の導入や国の補助金などにより、導入が進んでいます。特に太陽光発電は、比較的安価に導入できることから普及しています。

また、豪雪地帯に位置する当市では従来から雪氷熱の利用に取り組んでおり、民間団体では貯蔵した雪を利用して農産物や酒を貯蔵し、付加価値化を図っています。

【課題】

○省エネルギー

市民・事業所アンケート調査の結果では、省エネルギーへの関心と行動の実践率は高くなっています。今後は各主体が省エネルギー機器などの導入をより一層進めるなど、エネルギーの効率的な利用を更に促進することが求められています。

○新エネルギー

市民・事業所アンケート調査の結果では「新エネルギーの導入などに関して意欲はあるものの、経済的な負担や当市に適した新エネルギーが見当たらない」などの声が寄せられています。

今後はエネルギーミックス*などの動向を注視しながら、当市の環境特性も踏まえた新エネルギーの活用について取組みを進めていく必要があります。

【取組の方針】

- ・省エネルギーに関する情報提供を行い、家庭や事業所での省エネルギー行動を推進するとともに、市有施設においても省エネルギー対策に取り組めます。
- ・当市の環境特性を踏まえた新エネルギーの利用について検討します。

【施策】

- ・節電や省エネルギーに関する情報提供を行い、家庭や事業所での省エネルギー行動を推進します。(市民生活課)
- ・市有施設での節電・省エネルギー対策に取り組めます。(総務課)
- ・市有施設への省エネルギー設備の導入を推進します。(建設課)
- ・「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定について検討します。(市民生活課、企画政策課)
- ・ノーマイカーデーやライトダウンの実施を推進します。(総務課、市民生活課)
- ・アイドリングストップなど、環境に配慮した運転を啓発します。(市民生活課)
- ・新エネルギーに関する国の補助制度の動向を注視し、制度の活用などについて、市民や事業者へ情報提供を行い、導入への意識啓発を行います。(企画政策課)
- ・市有施設への新エネルギー設備の導入を推進します。(企画政策課)
- ・雪氷熱利用など、雪を活かす研究への支援を行います。(企画政策課)

【市民及び事業者の取組】

- ・移動には徒歩や自転車、公共交通機関の利用を心がけます。(市民)
- ・自動車購入の際は、低燃費車・低公害車を選びます。(市民)

- ・太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用などの新エネルギーについて関心を持ちます。(市民)
- ・節電などの省エネルギー行動に積極的に取り組みます。(市民・事業者)
- ・アイドリングストップなど、環境に配慮した運転を心がけます。(市民・事業者)
- ・ノーマイカーデーやライトダウンの実施に取り組みます。(市民・事業者)
- ・業務用自動車への低燃費車・低公害車の導入を推進します。(事業者)
- ・エネルギーや資源の消費の少ない製品、長期間使用が可能な製品の導入に努めます。(事業者)
- ・事業所への省エネルギー型機器の導入に努めます。(事業者)
- ・エネルギー使用量の把握や削減のための方針を定めます。(事業者)
- ・太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用などの新エネルギーについて関心を持ち、事業所での導入を検討します。(事業者)
- ・燃料電池やコジェネレーション*設備など、新エネルギー利用に向けた新たなシステムの導入を検討します。(事業者)

基本方針4 環境保全のための取組を支える基盤を整えていく

【望ましい環境像】

みんなが環境に対する高い意識を持ち、
お互いに助け合い行動するまち

(1) 環境情報の共有

【現 状】

当市では市報やホームページなどを通じて環境に関する情報を提供しています。市民アンケート調査の結果では「環境に関する市からの情報提供」について10年前と比較して「良くなった」が35.0%で、「悪くなった」の7.1%を上回っています。

また、同項目についての満足度は、10年前に比べて14.4ポイント上昇し、45.2%となりました。これは、ごみ処理の有料化に伴い、市民に対する啓発活動を繰り返し行った結果であると考えられます。

【課 題】

市民・事業者・市が環境情報などを交換するためのネットワークを築き、連携、協力して環境保全の取組を進めることは重要な課題です。今後は各主体が持っている環境情報をお互いに共有・活用していく必要があります。

【取組の方針】

- ・環境情報を定期的かつ分かりやすく提供するとともに、市民・事業者・市の環境情報共有に努めます。

【施 策】

- ・市報やホームページなどを用いて、環境情報を分かりやすく提供します。(市民生活課)
- ・市民・事業者などの環境保全活動について、情報収集と相互活用を推進します。(市民生活課)
- ・ホームページを充実させ、市民・事業者・市が意見交換できる仕組みを検討します。(市民生活課)

【市民及び事業者の取組】

- ・地域の環境保全活動に参加し、地域の情報の共有に努めます。(市民・事業者)
- ・家庭や事業所での環境に配慮した取組みについて情報を提供します。(市民・事業者)
- ・市の環境の状況や施策について情報交換に努めます。(市民・事業者)

(2) 環境教育・環境学習の推進

【現 状】

市民アンケート調査の結果では、これからの環境対策として「市民一人ひとりの環境に対する意識や取組み」が重要であると回答した人が8割を超えています。

市内の学校においては、小学校1、2年生が生活科の学習で、自然や動植物にふれ合う活

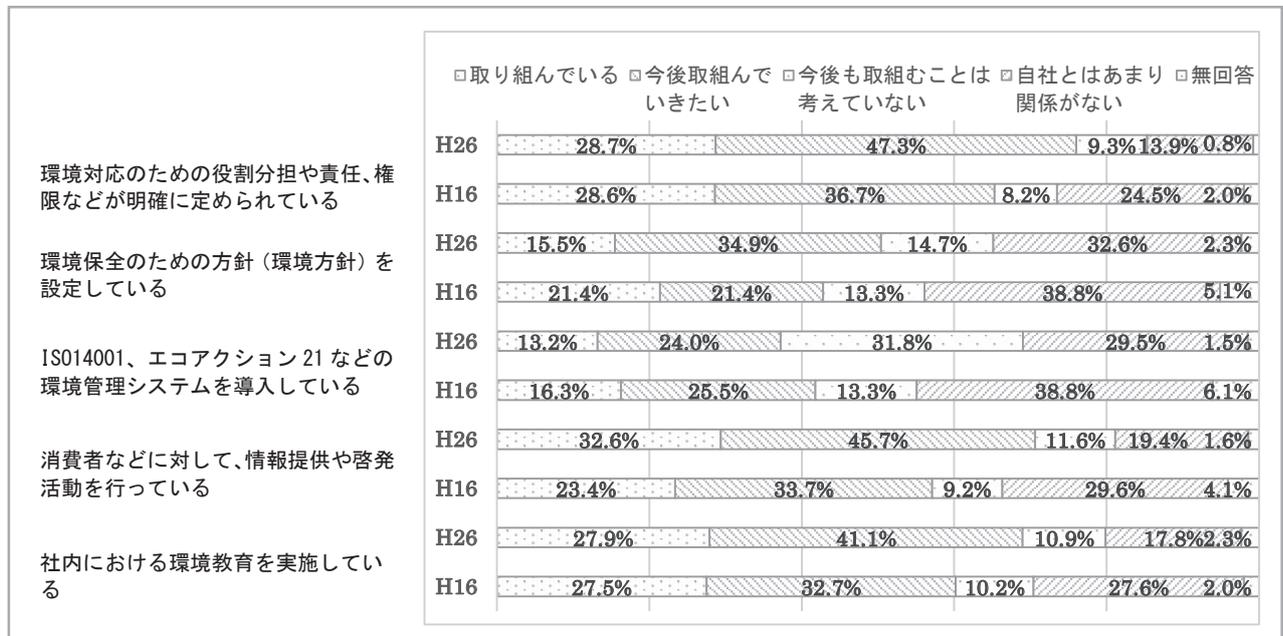
動を通して身近な環境に親しむことの大切さを学んでいます。小学校3年生から中学校までの児童・生徒は、各教科や総合的な学習の中で自然や地域と積極的に関わる体験を通じ、自然愛護の意識を高め、環境保全の重要性を学んでいます。

また、地域でも豊かな自然環境を活かした学習会や真人緑の少年団による活動が行われています。

このように子どもの頃から環境教育を行うことは、情操を豊かにするだけでなく、環境保全や環境問題に関心をもつ人材を育成する面からも非常に大切な取組みです。さらに、地域と連携していくことで、持続可能社会の実現も期待されます。

事業所アンケート調査の結果では「社内における環境教育を実施している」事業所の比率は、10年前とほぼ同じですが「今後取り組んでいきたい」は10.8ポイント上昇し、「既に実施」及び「今後取組みたい」の合計は7割を超えています。

■環境保全のための仕組み・体制、情報提供などについて（事業所アンケート）



【課題】

環境保全に向けて行動が出来る人材を育てるため、子供の頃から環境教育に取り組むことが大切です。

全市的に環境保全活動を広めていくためには、大人の環境意識の向上に向けた環境学習も重要です。社会教育事業として実施している講座や研修などにおいても、環境学習を取り入れ環境に対する意識の高揚を図っていますが、更なる取組みが期待されています。

また、環境教育・環境学習を進めるためには、専門的知識を持った人材が求められており、リーダーとなって実践できる人材の育成が課題となっています。

【取組の方針】

- ・市立学校では、自校の環境教育全体計画を作成、見直しを進め、E S D*(持続発展教育)の視点を大切に環境教育を推進します。
- ・幼児期において自然にふれ合う体験や遊びを取り入れます。

- ・環境に関する勉強会やイベントを開催し、市民全体の環境に関する意識向上を図ります。
- ・環境教育や環境保全活動を実践できる人材を把握・育成します。

【施 策】

- ・学校ごとに環境教育全体計画の作成、見直しを図り、充実した環境教育を推進します。
(市立学校、学校教育課)
- ・社会教育事業を通じて、家庭や地域における環境教育・環境学習を推進します。(生涯学習スポーツ課)
- ・環境保全活動に必要な機材などの提供や人材の派遣に努めます。(生涯学習スポーツ課、市民生活課)
- ・環境教育の場として身近な森林や水辺の保全に努めます。(建設課、農林課)
- ・市民団体などと協力し、自然とふれあう自然観察会などを実施します。(生涯学習スポーツ課)
- ・環境教育ができる人材の育成に努めます。(生涯学習スポーツ課、市民生活課)

【市民及び事業者の取組】

- ・各学校における環境教育に参加・協力します。(市民)
- ・家庭において、子どもと共に環境について学びます。(市民)
- ・家族やサークルなどによる環境教育・環境学習を行います。(市民)
- ・市や市民団体が行う環境教育・環境学習に積極的に参加・協力します。(市民・事業者)
- ・自然観察会など自然に親しむ機会の企画・運営に参加します。(市民・事業者)
- ・環境教育に関する指導者の育成に参加します。(市民・事業者)
- ・環境保全のための取組みを実践します。(市民・事業者)
- ・家庭、学校、地域における環境教育に人材派遣や施設提供などの協力をします。(事業者)
- ・従業員に対する環境教育を進めます。(事業者)

(3) 地域における環境活動とパートナーシップの推進

【現 状】

市民アンケート調査の結果では、これからの環境対策で「市民一人ひとりの環境に対する意識や取組み」を重要と考えている人は8割を超えていますが「市民団体などの環境保全活動の普及・推進」を重要と考えている人は約6割となっています。

当市においては、昭和63年に始まった「ごみ0運動」による地域の清掃活動が定着しており、同アンケートでは町内会主催の清掃活動などに全体の66.8%の人が参加していると回答しています。この数値は10年前とほぼ同じ数値(67.4%)となっています。

市では地域における環境活動の推進を図るため、各町内の衛生班長と連携し、各種環境保全活動に取り組んでいます。

【課 題】

市内には環境保全活動を行っている団体は、町内・PTA・事業所などがありますが、多様化する環境問題を解決していくためには、市民・事業者・市がパートナーシップを築き、協働していく必要があります。

【取組の方針】

環境についての情報を市民、事業者、市の間で相互発信し、情報を共有できるように努めます。

【施 策】

- ・町内、PTAなど地域団体の環境保全活動を支援し、協働して取り組みます。(市民生活課)
- ・事業所における環境保全の取組みについて、支援に努めます。(市民生活課)
- ・「緑の少年団」「子どもエコクラブ」などの活動を支援します。(市民生活課、農林課)
- ・衛生班長と協力して地域における環境保全活動に取り組みます。(市民生活課)
- ・ホームページなどで環境情報を提供します。(市民生活課)

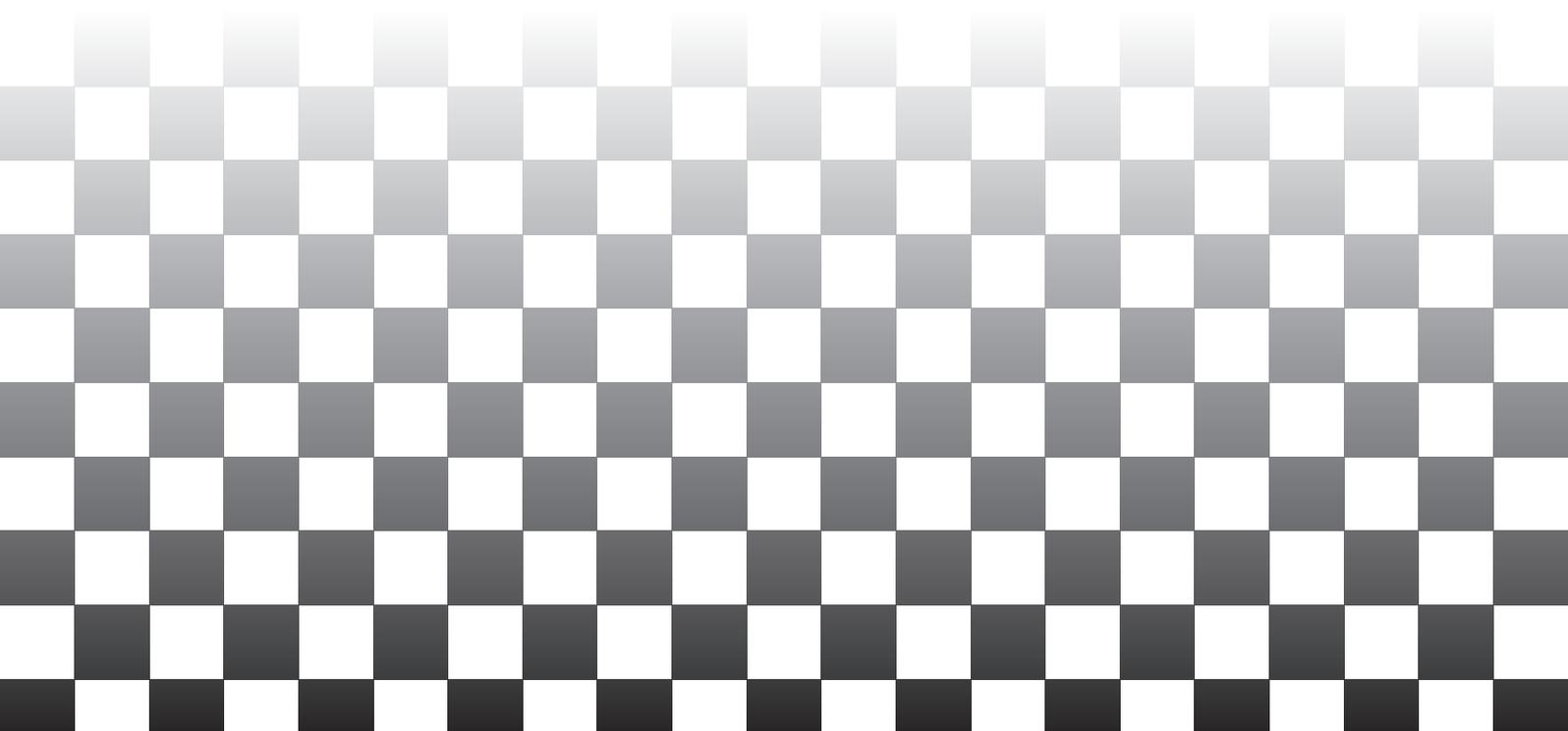
【市民及び事業者の取組】

- ・家庭や地域で環境について話し合い、環境保全に必要な取組みを実践します。(市民)
- ・「ごみ0運動」などの環境保全活動に町内会や市民団体などで取り組みます。(市民)
- ・「緑の少年団」「子どもエコクラブ」活動に参加・協力します。(市民・事業者)
- ・地域のつながりを大切にしながら、協力して環境保全活動を行います。(市民・事業者)
- ・地域の環境保全活動に参加・協力します。(市民・事業者)

第4章

計画の推進体制・進行管理

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理



第4章 計画の推進体制・進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・市がそれぞれの役割と責任を自覚し、目標の達成に向けて取り組んでいく必要があります。また、各主体が自主的な行動を促進するとともに、三者が連携・協働することにより効果的かつ着実な計画の推進につながります。

本計画の推進と進行管理の中心となる組織として、以下の各組織を位置付けます。

(1) 環境審議会

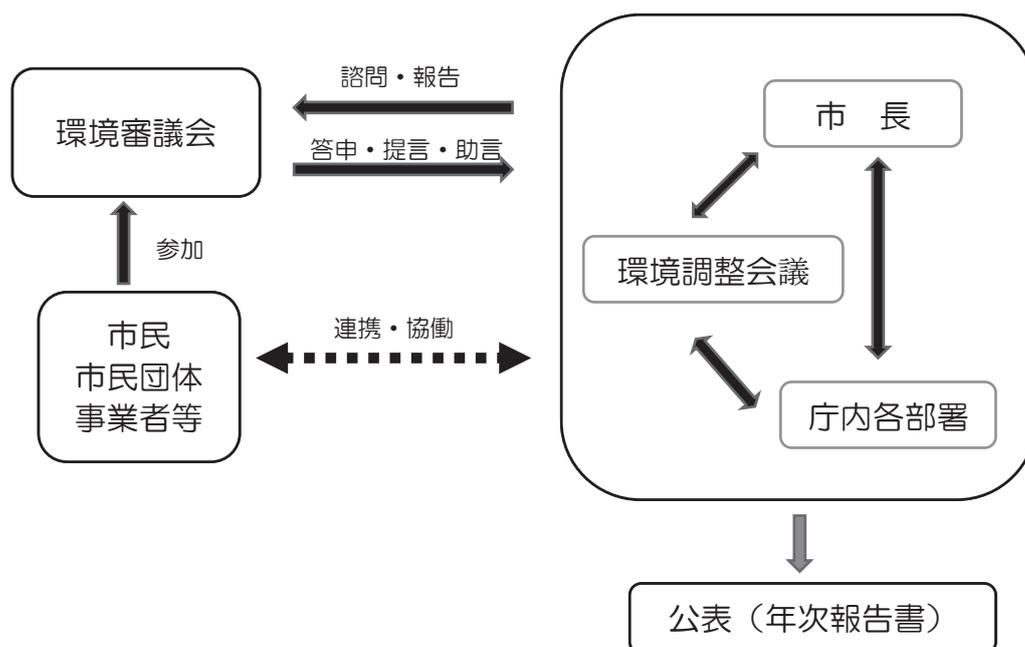
環境基本条例第12条に基づき設置し、市民・事業者・学識経験者により構成され、環境の保全に関する基本的事項および重要事項などの計画の進捗状況を点検・評価し、提言などを行います。

(2) 環境調整会議

環境基本計画に掲げた環境施策・環境保全行動の効果的な推進に係る総合的調整を図り、市の環境対策を推進するために庁内関係部署で組織し、環境施策推進の合意形成を図ります。

(3) 市民・事業者・市の協働

市は、計画を総合的に推進する体制を次のように整備し、市民・事業者と連携・協働して施策を進めます。



2 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、望ましい環境像を実現するためには、進捗状況の定期的な点検・評価を行い、今後の社会情勢の変化などに応じて適切な見直しを行っていきます。

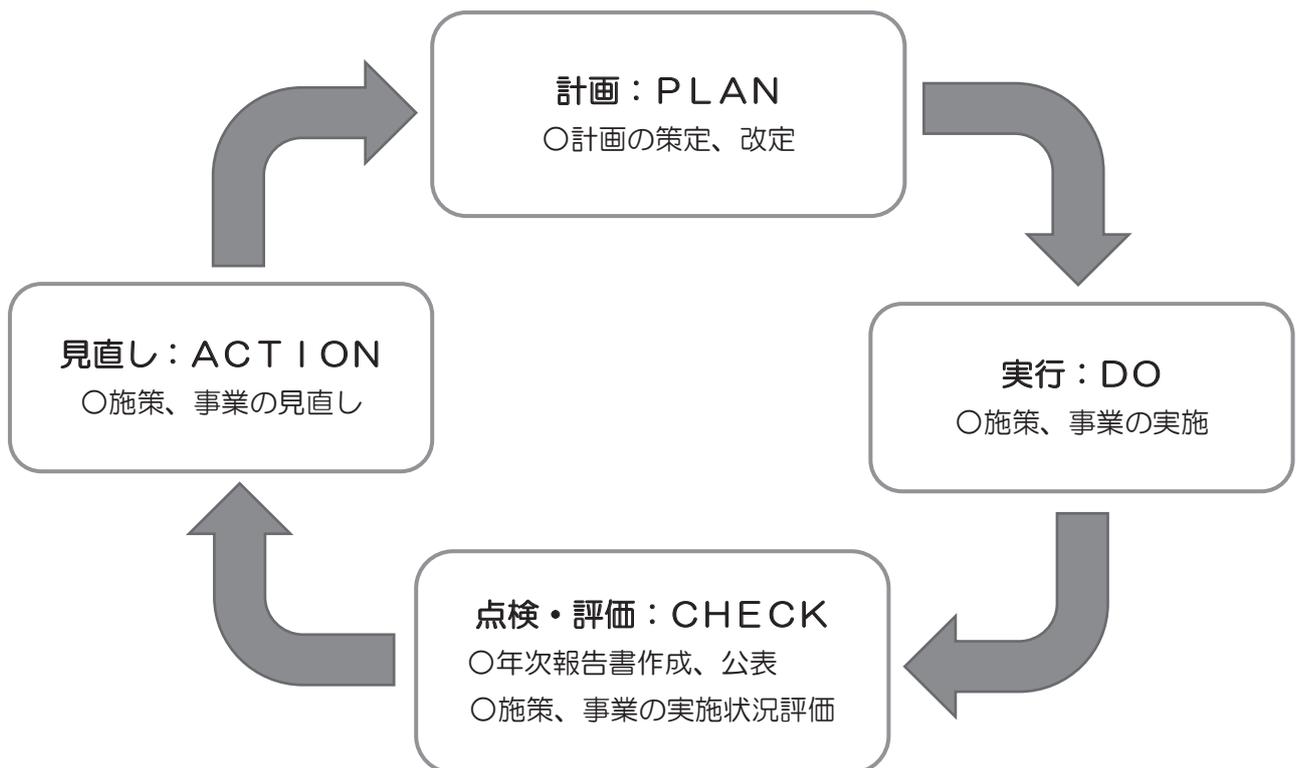
(1) PDCAサイクルによる進行管理

計画の進行管理は、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「点検・評価 (Check)」「見直し・改善 (Action)」のPDCAサイクルを継続的に実施し、計画の実効性を高めていきます。

(2) 年次単位の進行管理と年次報告書の公表

計画の取組状況について、環境の状態を示す環境指標、取組みの状況を示す取組指標により点検・評価し、進捗管理を行います。

本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、その内容を年次報告書として取りまとめ、環境審議会へ報告するとともに、市民などに公表します。



(3) 環境指標と取組指標

基本方針1 豊かな自然を守り、育てていく

◆環境指標

指標名	現況値	目標値 平成37年度	備考
「緑の豊かさ」に対する市民満足度	56.9%	70%	市民アンケート 平成26年度
「水や水辺との親しみ」に対する市民満足度	33.4%	50%	
「生き物との親しみ」に対する市民満足度	31.4%	50%	

◆取組指標

指標名	現況値 平成26年度	目標値 平成37年度	担当課
施策の方向 (1)森林の保全			
森林面積	6,501ha	現状維持	農林課
特用林産物年間生産高	337.1t	340t	農林課
天然林面積	3,870ha	現状維持	農林課
森林の保全運動参加者数	※ 229人	300人	農林課
森林に関する普及啓発回数	3回	4回	農林課
国土調査進捗率	24.8%	28.0%	建設課
施策の方向 (2)農地の保全・活用			
耕作放棄地	39.1ha	現状維持	農林課
経営耕地面積	2,549ha	現状維持	農林課
減農薬・減化学肥料栽培面積	水田 畑	1,800ha 13ha	農林課
水田の区画整理(30a以上)整備率	58.5%	64.0%	農林課
新規就農者数(10年間の累計)		15人	農林課
認定農業者数	257人	340人	農林課
市民農園数・区画数	1箇所 84区画	1箇所 84区画	地域振興課
農村交流公園箇所数・滞在型市民農園区画数	1箇所 30区画	1箇所 30区画	地域振興課
農地に関する普及啓発回数	2回	2回	農林課

※H26年度は「全国植樹祭にいがた2014」の開催により、森林の保全参加者数が多くなっている(1,611人)ことから、H25年度の数値を現況値としています。

指標名	現況値 平成26年度	目標値 平成37年度	担当課
施策の方向 (3)水辺環境の保全			
多自然型水路の整備延長	2,509m	2,600m	建設課
信濃川クリーン作戦の実施回数	1回	1回	建設課
施策の方向 (4)水資源の保全			
水資源の有効利用に関する情報提供回数	2回	2回	ガス水道局
市内一戸当たりの年間上水道使用量	249 m ³	H26年度値 10%減	ガス水道局
水道管路更新率(年間)	0.15%	0.22%	ガス水道局
油流失事故防止の啓発回数	2回	4回	市民生活課
施策の方向 (5)生態系の保全			
生物調査	—	2回	市民生活課 生涯学習スポーツ課
外来種による生態系混乱防止啓発回数	—	2回	市民生活課
施策の方向 (6)自然とのふれあいの推進			
自然とふれあう場の整備箇所数	9箇所	10箇所	建設課 農林課 商工観光課
自然観察会等自然とふれあう活動の実施回数・参加者数	8回 151人	10回 200人	学校教育課 生涯学習スポーツ課 市民生活課
遊歩道等の整備箇所数	11箇所	12箇所	建設課 農林課 商工観光課

基本方針2 快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく

◆環境指標

指標名	現況値	目標値 平成37年度	備考
「自然の眺めや街並みの美しさ」に対する市民満足度	41.7%	70%	市民アンケート 平成26年度
「公共の広場・公園」に対する市民満足度	35.8%	50%	
「街の清潔さ・きれいさ」に対する市民満足度	59.2%	70%	
「雪国における生活」に対する市民満足度	33.4%	50%	
「空気のきれいさ」に対する市民満足度	58.3%	70%	
「水のきれいさ」に対する市民満足度	46.6%	70%	
「街の静けさ」に対する市民満足度	49.8%	70%	

◆取組指標

指標名	現況値 平成26年度	目標値 平成37年度	担当課
施策の方向 (1)暮らしやすく個性あるまちづくりの推進			
指定文化財件数(国・県・市) うち天然記念物	47件 6件	50件 7件	生涯学習スポーツ課
登録有形文化財数(建造物)	—	7件	生涯学習スポーツ課
郷土芸能の支援に関する補助団体数	1団体	2団体	生涯学習スポーツ課
観光客数	1,039,684人	1,100,000人	商工観光課
「ごみ0運動」参加人数	10,571人	12,000人	市民生活課
都市公園数	14箇所	15箇所	建設課
農村公園数	3箇所	3箇所	農林課
児童公園数(市管理施設)	2箇所	2箇所	社会福祉課
一人当たり都市公園整備面積	16.2㎡/人	18.3㎡/人	建設課
街路樹設置総延長	2,439m	現状維持	建設課
除雪道路総延長(消雪パイプ・機械除雪)	255,149m	256,000m	建設課
克雪住宅補助件数	2,592件 (累計)	3,200件 (累計)	建設課
雪を活用したイベントの開催回数	10回	12回	建設課 商工観光課 生涯学習スポーツ課

指標名	現況値 平成26年度	目標値 平成27年度	担当課
施策の方向 (2)公害のないまちづくりの推進			
信濃川における水質(BOD)の環境基準達成率	100%	100%	市民生活課
市内主要7河川の信濃川環境基準 (A類型:BOD 2.0mg/L) 達成率	85.7%	100%	市民生活課
騒音に関する環境基準達成率	77.8%	100%	市民生活課
生活排水処理率	93.0%	99%	ガス水道局 市民生活課
河川農薬調査検出結果	0/7	0/7	市民生活課
典型7公害に関する苦情件数	16件	10件	市民生活課
市報等による環境に関する情報提供の回数	7回	10回	市民生活課
生活交通(バス・乗合タクシー)運行路線数	13路線	14路線	地域振興課
公共下水道水洗化率	92.1%	95.7%	ガス水道局
農業集落排水水洗化率	96.9%	97.9%	ガス水道局
合併処理浄化槽設置数	328基	368基	市民生活課
放射線に関する普及啓発回数	10回	10回	危機管理課
水道水等の放射能調査回数	月1回	月1回	ガス水道局
給食用食材の放射性物質検査回数	週1回	週1回	学校教育課 社会福祉課
廃棄物処理施設の放射線測定回数	月1回	月1回	市民生活課
施策の方向 (3)廃棄物の適正処理と資源の循環利用の推進			
ごみ減量やごみ処理に関する情報提供回数	9回	10回	市民生活課
ごみ減量に関する講座や処理場見学会等 実施回数 参加人数	19回 561人	20回 600人	市民生活課
一人1日当たりのごみ排出量 内訳 家庭系 事業系	1,048g 651g 397g	900g 560g 340g	市民生活課
リサイクルプラザ不用品再利用率	93.5%	100%	市民生活課
資源物集団回収年間回収量	749t	900t	市民生活課
古紙年間回収量	676t	800t	市民生活課
古着年間回収量	—	5.2t	市民生活課
生ごみ処理機器購入補助数 (年間)	堆肥化容器 14台 電動処理機 3台	50台 30台	市民生活課
グリーン製品調達率	81.1%	85%	企画政策課
ごみリサイクル率	20.8%	23%	市民生活課
環境パトロール実施回数	31回	40回	市民生活課

基本方針3 地球環境保全を意識し、行動していく

◆環境指標

指標名	現況値	目標値 平成37年度	備考
地球環境全体のことを考えた行動(生活)をしている人の割合	45.6%	70%	市民アンケート 平成26年度
地球環境全体に対する市民満足度	13.8%	30%	

◆取組指標

指標名	現況値 平成26年度	目標値 平成37年度	担当課
施策の方向 (1)地球環境問題への対応			
市内一世帯当たりの年間電気使用量(電灯)	6,784kWh	H26年度値 5%減	市民生活課
市内一件当たりの年間都市ガス使用量(家庭用)	604m ³	H26年度値 10%減	ガス水道局
地球環境・エネルギーの有効利用に関する情報提供回数	3回	5回	市民生活課
公用車への低公害車・低燃費車導入台数	17台	20台	総務課
施策の方向 (2)省エネルギーの促進と新エネルギー導入の推進			
市庁舎のエネルギー消費量	電気 367,7454kWh ガス 36,723m ³ ガソリン 22,327ℓ 軽油 15,518ℓ	H26年度値 3%減	総務課
ノーマイカーデーの実施日数	16日	16日	総務課
ライトダウン実施回数	—	2回	総務課
道路照明LED化件数	—	30基	建設課
防犯灯LED化補助件数	127基	2,000基	市民生活課
市有施設への省エネ設備導入件数	2施設	4施設	建設課
市有施設への新エネルギー導入件数	3施設	6施設	企画政策課
省エネルギーに関する情報提供回数	1回	3回	市民生活課
新エネルギーに関する情報提供回数	—	2回	企画政策課

基本方針4 環境保全のための取組を支える基盤を整えていく

◆環境指標

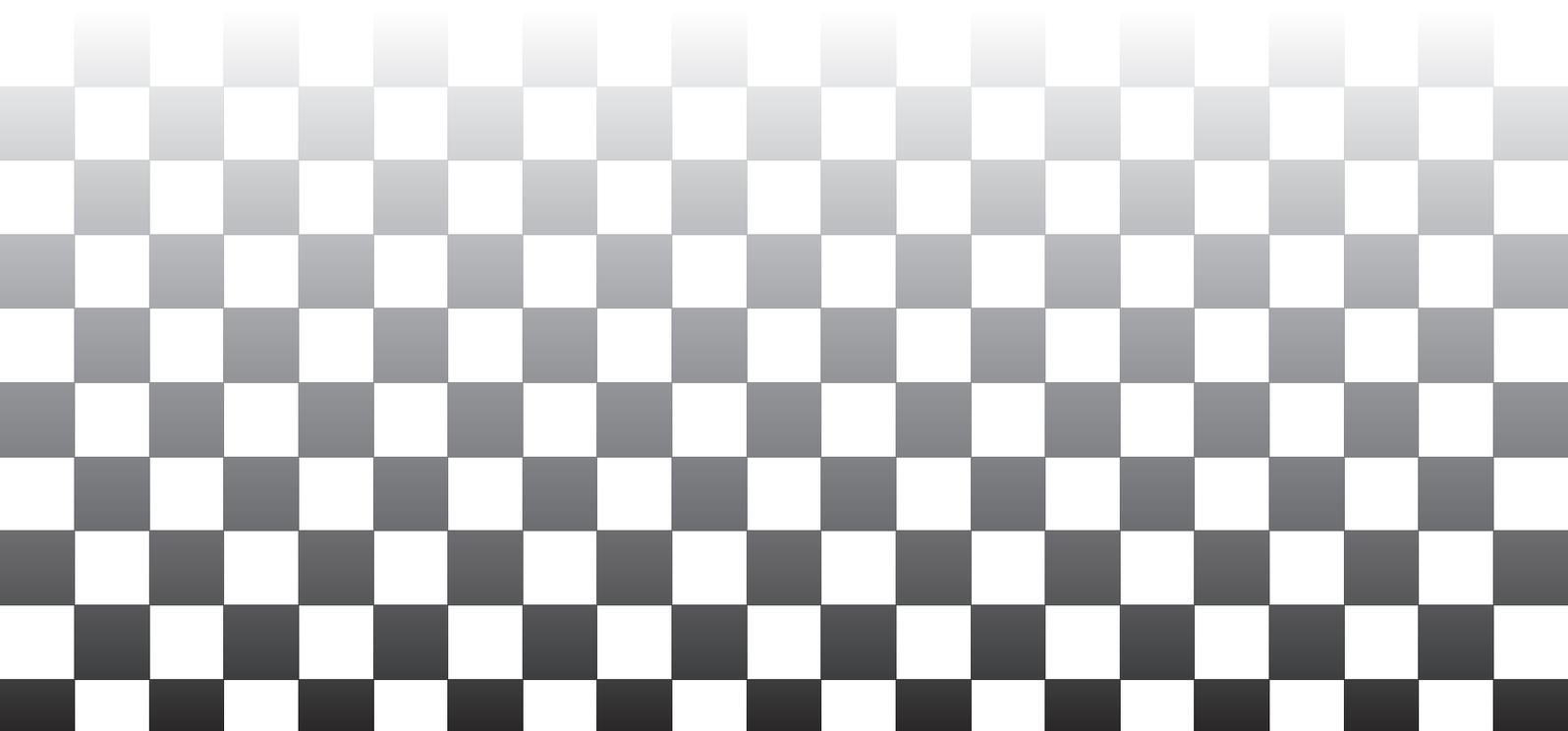
指標名	現況値	目標値 平成37年度	備考
「環境に関する市からの情報提供」に対する市民満足度	30.8%	50%	市民アンケート 平成26年度
市民の環境保全活動参加経験率			
・町内会での清掃・資源回収等 ・町内会以外での活動	32.0% 33.4%	50% 30%	

◆取組指標

指標名	現況値 平成26年度	目標値 平成37年度	担当課
施策の方向 (1)環境情報の共有			
市報等による環境・ごみに関する情報提供回数	13回	15回	市民生活課
施策の方向 (2)環境教育・環境学習の推進			
市立学校における環境教育の全体計画作成率	100%	100%	学校教育課
市立学校における環境学習等実施回数	各校1回以上	各校1回以上	学校教育課 市民生活課
環境に関するイベントの開催回数	1回	3回	市民生活課
環境カウンセラー登録者数	—	2人	市民生活課
施策の方向 (3)地域における環境活動とパートナーシップの推進			
環境保全に関する市民・事業者・市の協働の取組み件数	2件	3件	市民生活課
こどもエコクラブ数	1団体	3団体	市民生活課

資料編

- 1 計画策定の経緯
- 2 用語解説
- 3 小千谷市環境基本条例
- 4 市民・事業所アンケート調査結果



1 計画策定の経緯

(1) 環境審議会開催状況

回	日 時	内 容
第1回	平成26年 2月5日(水)	計画の策定について諮問 計画の策定方針について審議
第2回	6月18日(水)	環境に関する市民・事業者アンケート(案)について審議
第3回	平成27年 2月13日(金)	計画の骨子、基本方針について審議
第4回	11月16日(月)	計画(案)について審議
第5回	平成28年 1月21日(木)	パブリックコメントの取り扱いについて審議
第6回	2月23日(火)	答申書(案)の審議、計画(案)の答申

(2) 小千谷市環境審議会 委員名簿

区 分	氏 名	勤務先又は職業等	備 考
学識経験者	藤田 昌一	長岡技術科学大学 客員教授	会長
	宮腰 和弘	長岡工業高等専門学校 教授	
関係行政機関 の職員	羽賀 孝英	新潟県長岡地域振興局 環境センター長	
	中村 富士夫	小千谷警察署 署長	27.3.31まで
	坂井 智之		27.4.1～
環境の保全に 関する識見を 有する事業者 及び市民	木村 茂穂	小千谷商工会議所 専務理事	副会長
	池田 忠行	越後おぢや農業協同組合 営農生産部長	
	近藤 隆市	十日町森林組合 理事	27.3.31まで
	廣井 哲雄		27.4.1～
	大野 滋	小千谷市立和泉小学校 教頭	27.3.31まで
	小栗 正直		27.4.1～
	山田 いずみ	越後製菓(株) 品質保証部 部長	
	和田 明子	イオンリテール(株) 小千谷店 販促主任	
	佐藤 寛如	岩沢地域振興協議会 会長	
	西脇 英郎	西小千谷地区町内会長協議会 会長	
	阿部 廣	新潟県自然環境保護員	
	藤巻 るい子	小千谷市消費者協会 消費環境生活部	
川上 雪子	新潟県地球温暖化防止推進員	27.10.31まで	

2 用語解説

【あ】

○一般廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものが一般廃棄物として定義されます。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみのほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物も事業系一般廃棄物として含まれます。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれます。地方自治体が収集・処理・処分の責任を負うことになっています。

○エネルギーミックス

一つのエネルギー源に頼らずに水力、火力、原子力、再生可能エネルギーなど、それぞれの特性を十分に踏まえ、バランスよく組み合わせて安定的に電気をつくること。

○小千谷市公害防止条例

公害の防止に関し必要な事項を定め、市民の健康と生活環境を保全することを目的に制定され、昭和 61 年 4 月から施行されています。公害の防止に関する事業者と市長の協議や協定の締結について定められています。市では本条例に基づき公害の発生のおそれがある事業所と協定を結ぶなど、公害の未然防止と生活環境の保全に取り組んでいます。

○おぢやのごっつお食べ切り運動

会食・宴会の席での食べ残しを減らすことにより、生ごみの排出量を減少させることを目的に、当市が平成 22 年 11 月から取り組んでいる運動。食べ残した料理は自己責任において持ち帰り、食べきることで、食べ物の生産と調理に関わった人への感謝の気持ちも込めています。

【か】

○外来種

今まで生息していなかった地域に、自然状態では通常起こり得ない手段（人による運搬など）によって移動し、そこに定着して自然繁殖するようになった種のことをいいます。便宜的に、明治以降に定着した種のことを指し、それ以前に移入した種は外来種とはされません。

○合併処理浄化槽

水洗し尿及び生活雑排水を一緒に、沈殿分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解などの方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設です。

○環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に関わる環境上の条件についての、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音に大きさというような数値で定められます。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではありません。

○環境保全型農業

一般的には可能な限り環境に負荷を与えない農業、農法のこと、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式です。

○グリーンコンシューマー

環境に配慮した行動をする消費者のことをいいます。例えば、エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入したりする人のことで、環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するといった環境保全意識の高い消費者をいいます。

○グリーン製品

製造や使用に際して環境への負荷を軽減するように設計された製品のことをいいます。

○コージェネレーション

一つの燃料源から二つ以上のエネルギーを得る方法です。例えば従来の電力のみ発生させている発電設備の場合、排出ガスや冷却水はそのまま捨てられていましたが、コージェネレーションシステムでは発電機で電力を供給し、かつ排出ガスや冷却水の廃熱を回収し、冷暖房や給湯などに有効活用します。

【さ】

○再生可能エネルギー固定価格買取制度

「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度です。

○産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、法令により、燃え殻、汚泥、廃油など 20 種類が指定されています。産業廃棄物は、排出する事業者処理する責任(自己処理責任)があります。

○自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の環境に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来に渡って享受できる社会のこと。

○循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物などの発生抑制や循環資源の利用などの取組みにより、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負担をできる限り少なくする社会のこと。

○循環型社会形成推進地域計画

市町村が廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示す計画であり、対象地域に整備する施設の種類、規模などの概要を見通して作成します。

○生態系

ある地域に生息する生物群集とそれらを取りまく無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念のことです。現在、人間活動による急激な環境変化などが原因となり、多くの地域で生態系の急速な変化・破綻が懸念されています。

【た】

○多自然型工法

工事対象となる河川などが本来有している生物の生息・生育環境に配慮した工法のことをいいます。「近自然工法」ともいいます。

○単独浄化槽

一般家庭に設置する浄化槽のうち、し尿処理のみを目的とする浄化槽です。現在は生活排水処理も行う必要性から新設は認められていません。

○低炭素社会

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素やメタンなどの排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで極力排出しない経済社会像のこと。

○典型七公害

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のこと。

○土壌汚染

産業活動などに伴い土壌中に有害物質が残留、蓄積することにより土壌や地下水が汚染された状態のこと。

○トレッキング

健康増進や自然とのふれあいを目的とした山歩きのこと。

【な】

○にいがた「緑」の百年物語

県民が主体となって、21世紀の100年をかけて木を植え、緑を守り育てて、22世紀の県民に「緑の遺産」を引き継ぐための運動です。緑の募金による森林整備や緑の少年団の育成などの活動を行っています。

○農業集落排水処理施設

農村（農業振興地域）における生活排水処理施設のことで、下水道よりも小さい規模で生活排水を集め、処理して農業用水路や河川に戻します。

【は】

○バイオマス

バイオマスとは生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をいいます。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物があります。

バイオマスは、太陽のエネルギーと水・二酸化炭素を使って生物が光合成により生成した有機物であり、石油・石炭といった化石資源などと異なり、適正に利用すれば枯渇することがない持続的利用が可能な再生資源です。

【や】

○有害化学物質

人間や野生生物などに悪影響を及ぼす化学物質であり、ダイオキシン類など環境ホルモンといわれる化学物質も含まれます。国内では特定化学物質の環境への排出量の把握など及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）の導入などによる対策が進められています。

【ら】

○レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因などの情報を記載した図書のこと。

【A～Z】

○BOD （Biochemical Oxygen Demand：生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が好気性微生物により分解されるときに消費される酸素の量であり、河川における水中の有機物（家庭や事業所からの排水など）による汚染の程度を示す代表的な指標です。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。

○ESD （Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）

持続可能な社会づくりを実現するために発想し、行動できる人材を育成するための教育のこと。現代社会の課題を身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

○PRTR法

（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出・移動届出制度）

人の健康や生態系にとって有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を管理する法律です。事業者は、化学物質の環境への排出量・移動量を把握し、都道府県経由で国に届け出をしなければなりません。事業者による化学物質の管理を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

○PM_{2.5} （Particulate Matter：微小粒子状物質）

粒径 2.5 μm（2.5mm の千分の 1）以下の粒子状物質。マイクロ（μ）は 100 万分の 1 の単位。2.5 マイクロメートル（μm）は髪の毛の太さの 1/30 程度で花粉より小さい大きさとなります。PM_{2.5} は、単一の化学物質ではなく、炭素、硝酸塩、硫酸塩、金属を主な成分とする様々な物質の混合物です。PM_{2.5} は粒子が非常に小さいため、肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられています。

3 小千谷市環境基本条例

小千谷市環境基本条例

平成15年3月17日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、恵み豊かな環境がすべての市民の安全かつ健康で文化的な生活を営むうえで、欠くことのできないものであることから、これを将来にわたって維持し、及び向上するように積極的に推進されなければならない。

- 2 環境の保全は、自然と人間との共生の下で、環境への負荷の少なく持続的な発展が可能な都市の実現を目的として、エネルギーの有効的な利用及び資源の循環的な利用を推進するため市、事業者及び市民はそれぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するための措置を講じるよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減及び環境に配慮した原材料等を利用するように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(年次報告)

第7条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施策の基本方針)

第8条 市は、次の各号に掲げる事項を基本として、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び健全で恵み豊かな自然環境の保全を図ること。
- (2) 人の健康又は生活環境に係る環境保全上の支障を防止することによって、公害の発生の抑制を図ること。
- (3) 当市の多様な自然と人とが共生できる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成及び保全を図り、個性豊かで文化の薫る快適な環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的かつ効率的な利用、エネルギーの有効利用を促進し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を図ること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるよう努めるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ小千谷市環境審議会の意見を聴くものとする。

5 市長は、環境基本計画を定めた場合は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに環境の保全について配慮しなければならない。

(推進体制の確立)

第11条 市は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を確立するものとする。

(環境審議会)

第12条 当市の環境の保全に関する事項について、調査審議するため環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、小千谷市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 一般廃棄物処理基本計画の策定及び変更に関すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する事項で基本的又は重要なこと。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(小千谷市公害防止条例の一部改正)

2 小千谷市公害防止条例(昭和60年小千谷市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第1条中「健康と生活環境」の次に「(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)」を加える。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、小千谷市環境基本条例(平成15年小千谷市条例第13号)第2条第3号に規定する公害をいう。

第12条及び13条を削り、第14条を第12条とする。

市民・事業所アンケート調査結果

I 調査の目的と概要

1 調査目的

① 市民アンケート調査

一般市民を対象として、周辺環境の変化・満足度、身近な環境問題の把握、環境に配慮した行動の実施状況、これからの環境対策の重要度、省エネ・新エネルギーへの関心・導入の課題などについての意見を聞く。

② 事業者アンケート調査

市内事業者を対象として、環境問題の認識、事業活動における環境保全の取り組みについて聞く。

2 調査方法

① 市民アンケート調査

対象：20歳以上の市民 1000人

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：平成26年7月11日～7月31日

回収数・回収率：434件・43.4%（H16 432件・43.2%）

② 事業者アンケート調査

対象：小千谷市内の事業者 200社

調査方法：郵送配布、郵送回収

調査期間：平成26年7月11日～7月31日

回収数・回収率：129件・64.5%（H16 98件・49.0%）

II 市民アンケート調査結果

● あなたご自身について、おたずねします。

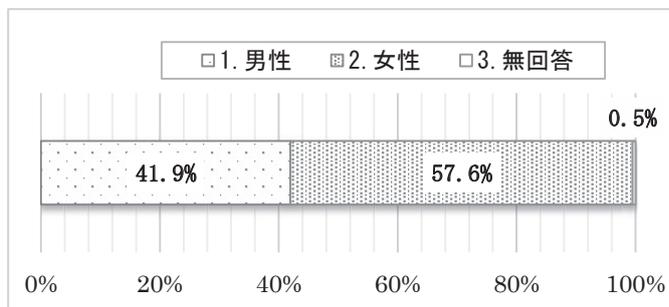
問1 該当する番号に○をつけてください。

① 性別

■ 図表一性別

性別	H26		H16	
	該当数	割合	該当数	割合
1.男性	182	41.9%	200	46.3%
2.女性	250	57.6%	223	51.6%
3.無回答	2	0.5%	9	2.1%
計	434	100.0%	432	100.0%

1. 男性 2. 女性

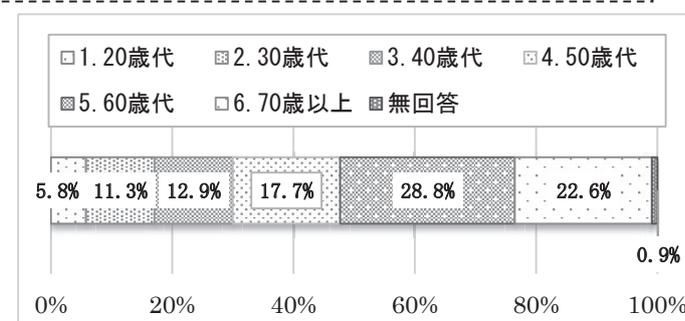


② 年代

■ 図表一年代

年代	H26		H16	
	該当数	割合	該当数	割合
1.20歳代	25	5.8%	47	10.9%
2.30歳代	49	11.3%	74	17.1%
3.40歳代	56	12.9%	81	18.8%
4.50歳代	77	17.7%	77	17.8%
5.60歳代	125	28.8%	86	19.9%
6.70歳以上	98	22.6%	61	14.1%
無回答	4	0.9%	6	1.4%
計	434	100.0%	432	100.0%

1. 20歳代 2. 30歳代 3. 40歳代 4. 50歳代 5. 60歳代 6. 70歳以上

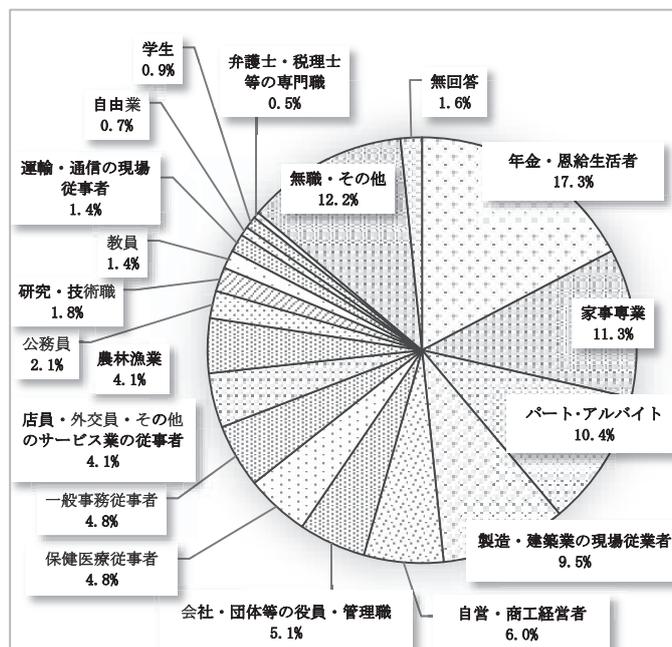


③ 職業

■ 図表一職業

職業	該当数	割合
1.研究・技術職	8	1.8%
2.教員	6	1.4%
3.保健医療従事者	21	4.8%
4.弁護士・税理士等の専門職	2	0.5%
5.自由業	3	0.7%
6.公務員	9	2.1%
7.会社・団体等の役員・管理職	22	5.1%
8.一般事務従事者	21	4.8%
9.店員・外交員・その他のサービス業の従事者	18	4.1%
10.運輸・通信の現場従事者	6	1.4%
11.製造・建築業の現場従業者	41	9.5%
12.自営・商工経営者	26	6.0%
13.農林漁業	18	4.1%
14.家事専業	49	11.3%
15.パート・アルバイト	45	10.4%
16.学生	4	0.9%
17.年金・恩給生活者	75	17.3%
18.無職・その他	53	12.2%
無回答	7	1.6%
計	434	100.0%

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1. 研究・技術職 | 10. 運輸・通信の現場従事者 |
| 2. 教員 | 11. 製造・建設業の現場従事者 |
| 3. 保健医療従事者 | 12. 自営・商工経営者 |
| 4. 弁護士・税理士等の専門職 | 13. 農林漁業 |
| 5. 自由業 | 14. 家事専業 |
| 6. 公務員 | 15. パート・アルバイト |
| 7. 会社・団体等の役員・管理職(係長以上) | 16. 学生 |
| 8. 一般事務従事者 | 17. 年金・恩給生活者 |
| 9. 店員・外交員・その他のサービス業の従事者 | 18. 無職・その他 |

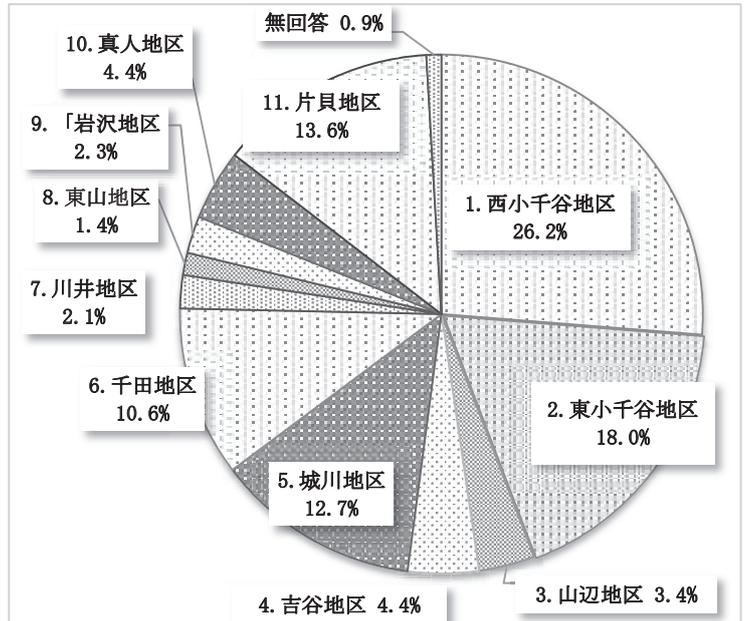


④ お住まいの地域

1. 西小千谷地区 4. 吉谷地区 7. 川井地区 10. 真人地区
 2. 東小千谷地区 5. 城川地区 8. 東山地区 11. 片貝地区
 3. 山辺地区 6. 千田地区 9. 岩沢地区

■図表—お住まいの地域

居住地	H26		H16	
	該当数	割合	該当数	割合
1. 西小千谷地区	114	26.2%	120	27.8%
2. 東小千谷地区	78	18.0%	74	17.1%
3. 山辺地区	15	3.4%	23	5.3%
4. 吉谷地区	19	4.4%	12	2.8%
5. 城川地区	55	12.7%	56	13.0%
6. 千田地区	46	10.6%	33	7.6%
7. 川井地区	9	2.1%	9	2.1%
8. 東山地区	6	1.4%	7	1.6%
9. 岩沢地区	10	2.3%	11	2.5%
10. 真人地区	19	4.4%	18	4.2%
11. 片貝地区	59	13.6%	57	13.2%
無回答	4	0.9%	12	2.8%
計	434	100.0%	432	100.0%

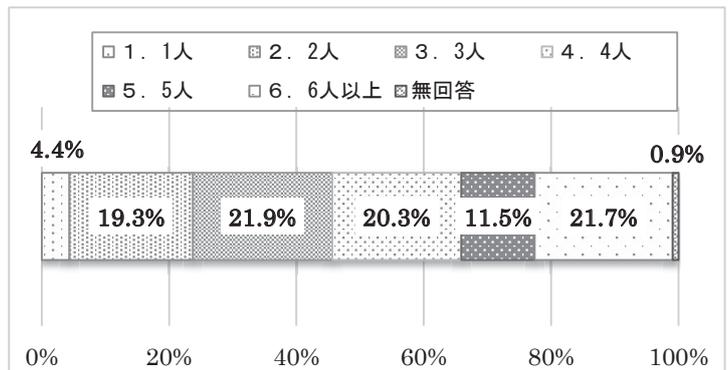


⑤ 家族の人数

1. 1人 2. 2人 3. 3人 4. 4人 5. 5人 6. 6人以上

■図表—家族の人数

家族の人数	H26		H16	
	該当数	割合	該当数	割合
1. 1人	19	4.4%	12	2.8%
2. 2人	84	19.3%	78	18.1%
3. 3人	95	21.9%	86	19.9%
4. 4人	88	20.3%	76	17.6%
5. 5人	50	11.5%	68	15.7%
6. 6人以上	94	21.7%	106	24.5%
無回答	4	0.9%	6	1.4%
計	434	100.0%	432	100.0%



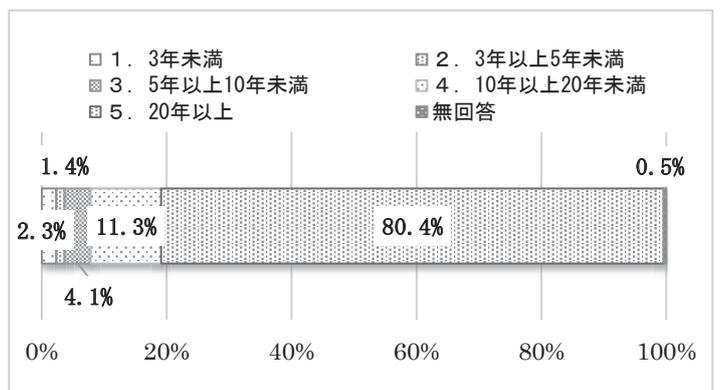
⑥ 市内居住年数

(通算)

1. 3年未満 3. 5年以上10年未満 5. 20年以上
 2. 3年以上5年未満 4. 10年以上20年未満

■図表—市内居住年数

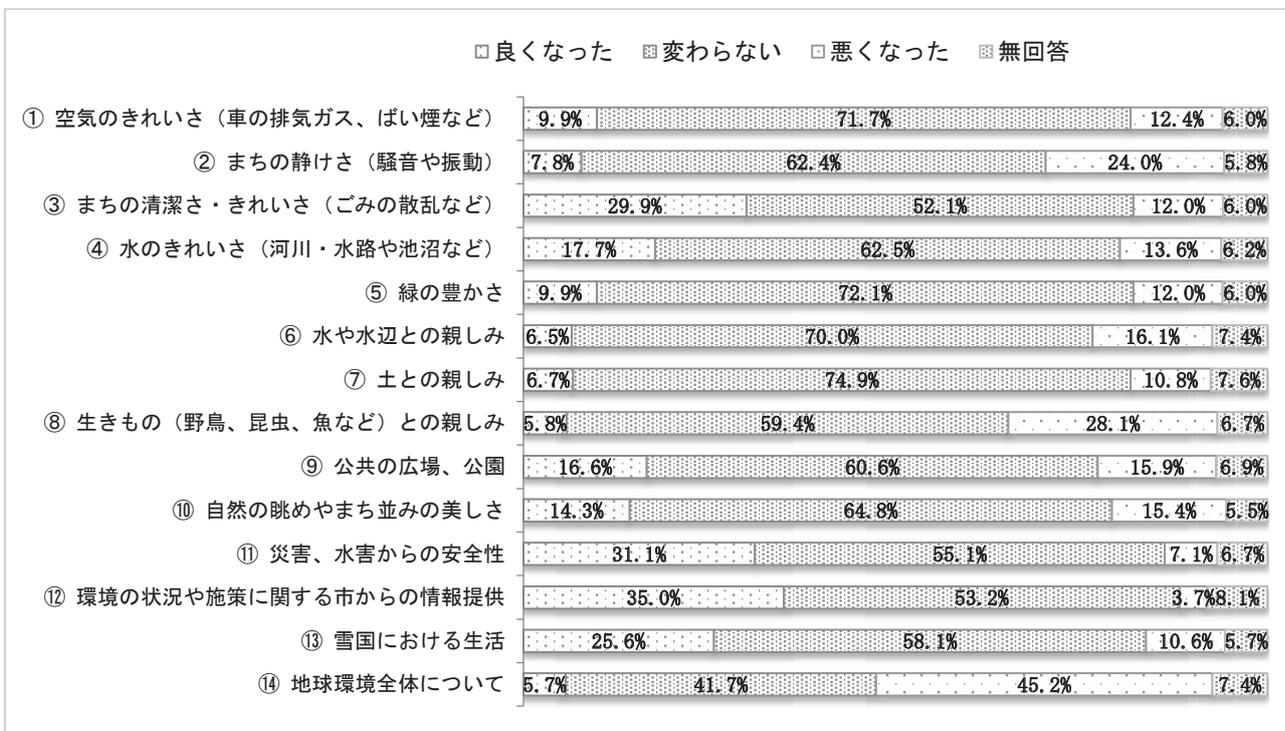
居住年数	H26		H16	
	該当数	割合	該当数	割合
1. 3年未満	10	2.3%	13	3.0%
2. 3年以上5年未満	6	1.4%	6	1.4%
3. 5年以上10年未満	18	4.1%	16	3.7%
4. 10年以上20年未満	49	11.3%	39	9.0%
5. 20年以上	349	80.4%	336	77.8%
無回答	2	0.5%	22	5.1%
計	434	100.0%	432	100.0%



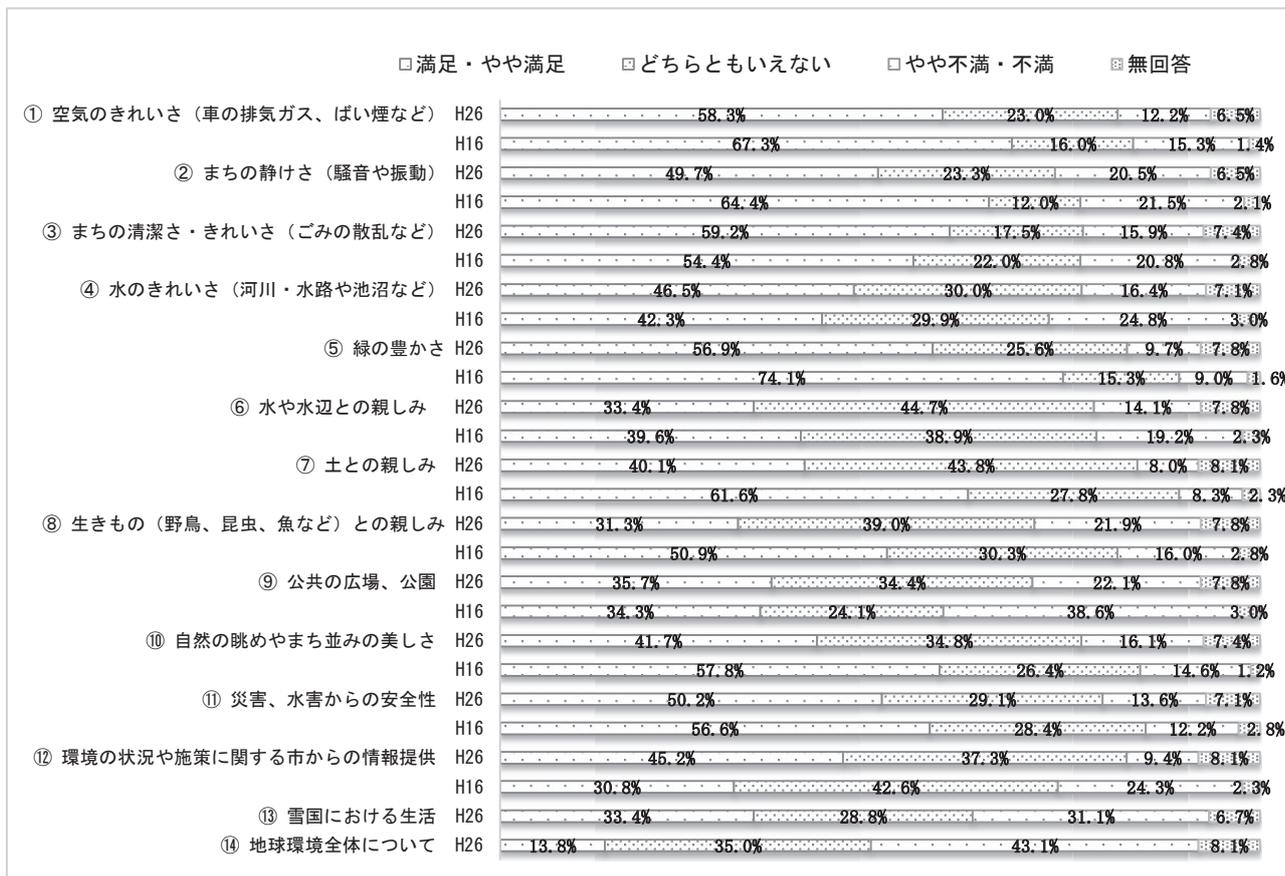
● 周辺環境等について、10年前との比較と満足度をおたずねします。

問2 あなたのお住まいの周辺環境等について、各項目に対し、「10年前との比較」欄から1つ、「満足度」欄から1つ該当する番号に○をつけてください。

■ 周辺環境等の10年前との比較



■ 周辺環境等の満足度



資料編

● 残していきたい環境について、おたずねします。

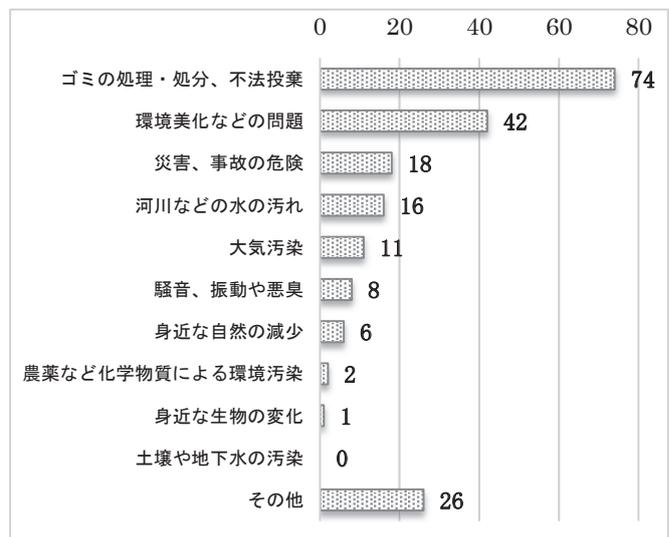
問3 あなたのお住まいの周辺や小千谷市内において、今後とも残していきたいものや大切にしたいものがあれば、その内容（名称）と理由をご記入ください。（いくつでも）

区分	名称
公園・施設	・船岡公園、ポッポの里公園、恐竜公園 ・信濃川沿いの遊歩道
山野	・山本山 ・船岡山 ・城山、東山
生物	・桜（船岡公園、茶郷川、千谷工業団地、百塚など） ・ホタル（船岡公園、市内各所） ・山本山の緑・菜の花畑
歴史・伝統・文化	・祭り（おちやまつり、片貝祭り、二荒様の祭りなど） ・牛の角突き ・三仏生の百塚 ・伝統行事（神社、盆踊り、さいの神など）
水辺	・信濃川の土手、河川敷 ・茶郷川 ・郡殿の池 ・馬場清水（名水）
風景	・山本山からの眺め ・旭橋からの越後三山の風景 ・時水城址からの眺め ・田園風景
その他	・静けさ、きれいな空気、錦鯉、雪など

● 身近な環境上の問題について、おたずねします。

問4 あなたのお住まいの周辺や小千谷市内において、環境上問題とお考えのことがありましたら、その場所や理由などをご記入ください。（いくつでも）

区分	H26		H16	
	件数	割合	件数	割合
大気汚染	11	5.4%	61	8.9%
騒音、振動や悪臭	8	3.9%	90	13.2%
河川などの水の汚れ	16	7.8%	100	14.6%
農薬など化学物質による環境汚染	2	1.0%	72	10.5%
土壌や地下水の汚染	0	0.0%	46	6.7%
ゴミの処理・処分、不法投棄	74	36.3%	161	23.5%
身近な生物の変化	1	0.5%	78	11.4%
身近な自然の減少	6	2.9%	66	9.6%
災害、事故の危険	18	8.8%		
環境美化などの問題	42	20.6%	10	1.5%
その他	26	12.8%		
計	204	100.0%	684	100.0%



● 雪国の生活について、おたずねします。

問5 雪のある環境での暮らしについて、良いところ、不便なところについて、日ごろあなたがお感じになっていることをご自由にお書きください。(いくつでも)

雪国の生活について、「良いところ」は233件、「不便なところ」は325件の回答が寄せられた。

除排雪に係る経費や労力の多さ、高齢化に伴う雪対策への不安、道路の除雪作業の問題提起など、雪が日常生活に悪影響を与えている回答が多くあった。また、雪のおかげで四季のメリハリが出る、春の喜びが大きいといった意見や、雪を利用したイベント、遊びが出来るといった回答も多くあげられた。

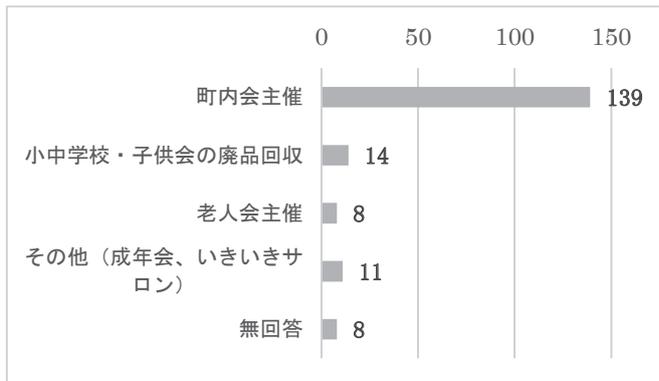
● 環境に配慮した取組について、おたずねします。

問6 あなたが(または、あなたのご家庭で)行っている環境に配慮した取り組みなどについて、下表左側の各項目に対し、それぞれ右側の「取組状況」欄から該当する番号1つに○をつけてください。



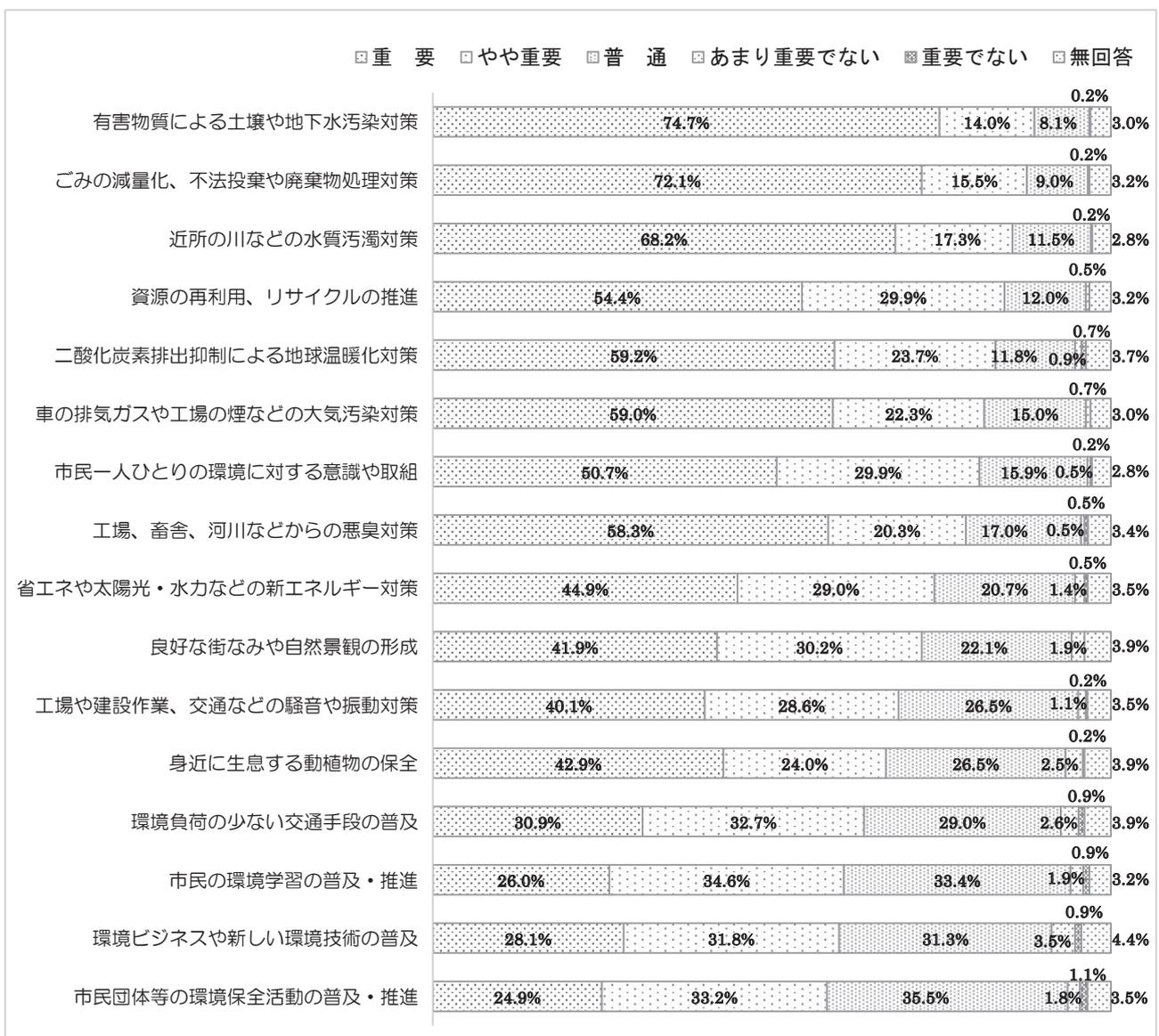
問7 問6の⑳で、「行っている」とお答えの場合は、活動に参加している団体名、活動の内容についてお書きください。

項目	回答数
町内会主催	139
小中学校・子供会の廃品回収	14
老人会主催	8
その他（成年会、いきいきサロン）	11
無回答	8
計	180



● これからの環境対策の重要度について、おたずねします。

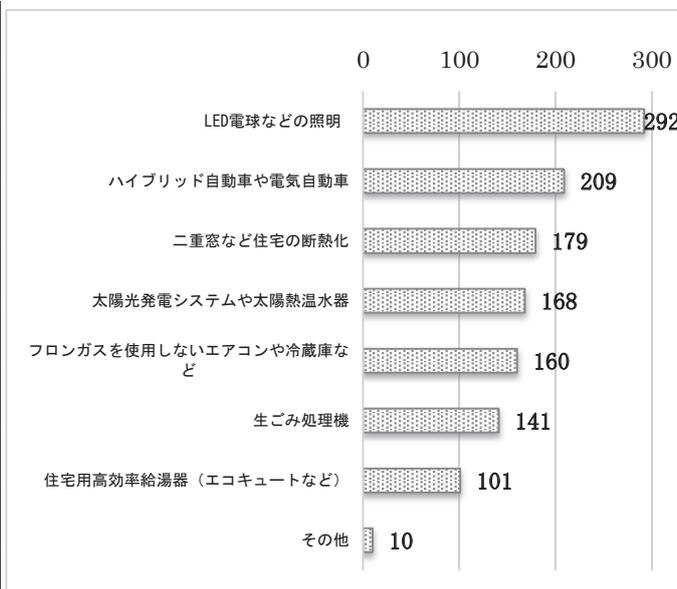
問8 今後の環境対策の重要度について、下表左側の各項目に対し、それぞれ右側の「重要度」欄から該当する番号1つに○をつけてください。



● 省エネや新エネルギーについて、おたずねします。

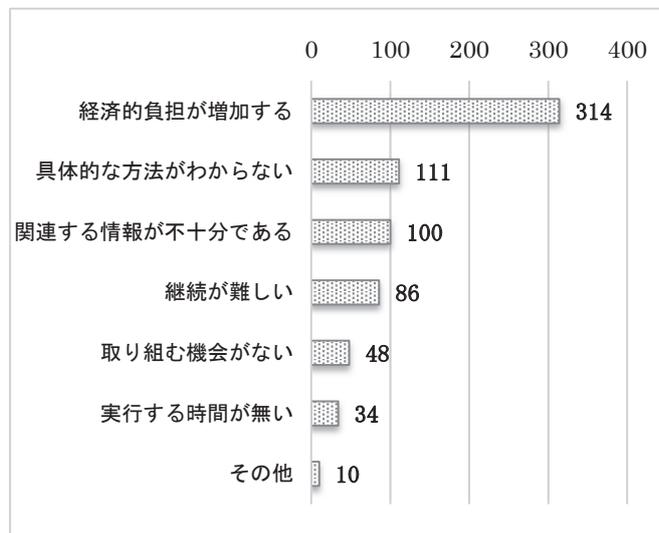
問9 地球温暖化防止に役立つ省エネルギー機器や新エネルギー設備などで、関心があるものについて、該当する番号に○をつけてください。(いくつでも)

項目	回答数	比率
LED電球などの照明	292	23.2%
ハイブリッド自動車や電気自動車	209	16.6%
二重窓など住宅の断熱化	179	14.2%
太陽光発電システムや太陽熱温水器	168	13.3%
フロンガスを使用しないエアコンや冷蔵庫など	160	12.7%
生ごみ処理機	141	11.2%
住宅用高効率給湯器（エコキュートなど）	101	8.0%
その他	10	0.8%
計	1260	100.0%



問10 省エネや環境保全の取組を進める上で、支障になっていることについて、該当する番号に○をつけてください。(2つまで)

項目	回答数	比率
経済的負担が増加する	314	44.7%
具体的な方法がわからない	111	15.8%
関連する情報が不十分である	100	14.2%
継続が難しい	86	12.2%
取り組む機会がない	48	6.8%
実行する時間が無い	34	4.9%
その他	10	1.4%
計	703	100.0%



Ⅲ 事業者アンケート調査結果

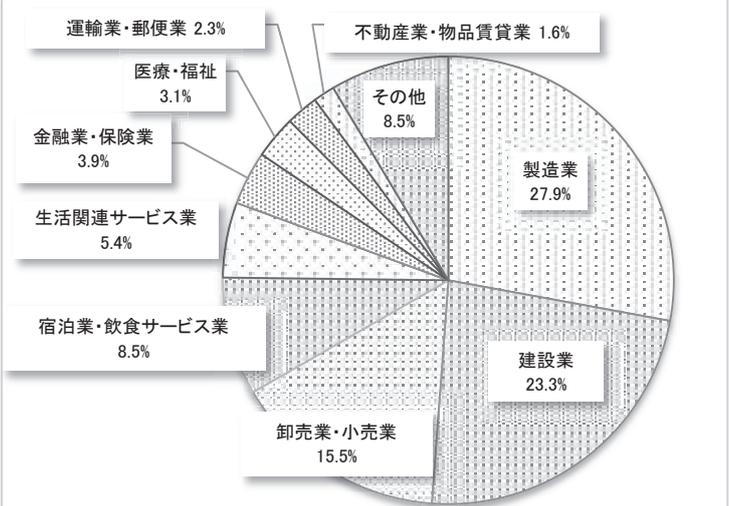
● 貴事業所について、おたずねします。

問1 貴事業所について、お伺いします。下記の①～③は、お差し支えなければご記入ください。④～⑥は該当する番号に○をつけてください。

(1) 業種

■図表－業種

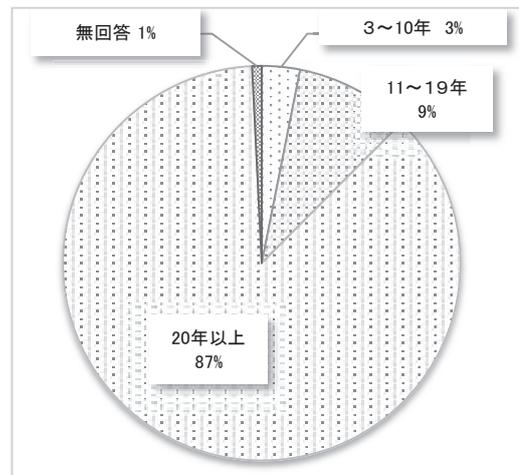
業種	回答数	比率
製造業	36	27.9%
建設業	30	23.3%
卸売業・小売業	20	15.5%
宿泊業・飲食サービス業	11	8.5%
生活関連サービス業	7	5.4%
金融業・保険業	5	3.9%
医療・福祉	4	3.1%
運輸業・郵便業	3	2.3%
不動産業・物品賃貸業	2	1.6%
その他	11	8.5%
計	129	100.0%



(2) 小千谷市での営業年数

■図表－小千谷市での営業年数

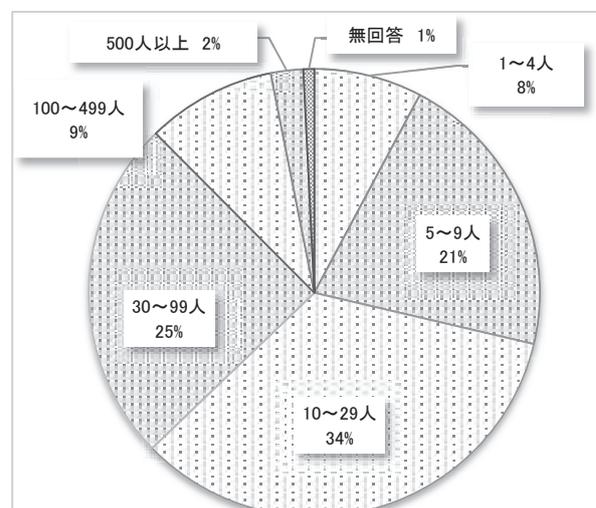
営業年数	H26		H16	
	回答数	比率	回答数	比率
1. 3年未満	0	0.0%	2	2.0%
2. 3～10年	4	3.1%	17	17.3%
3. 11～19年	12	9.3%	24	24.5%
4. 20年以上	112	86.8%	53	54.1%
無回答	1	0.8%	2	2.0%
計	129	100.0%	98	100.0%



(3) 従業員数

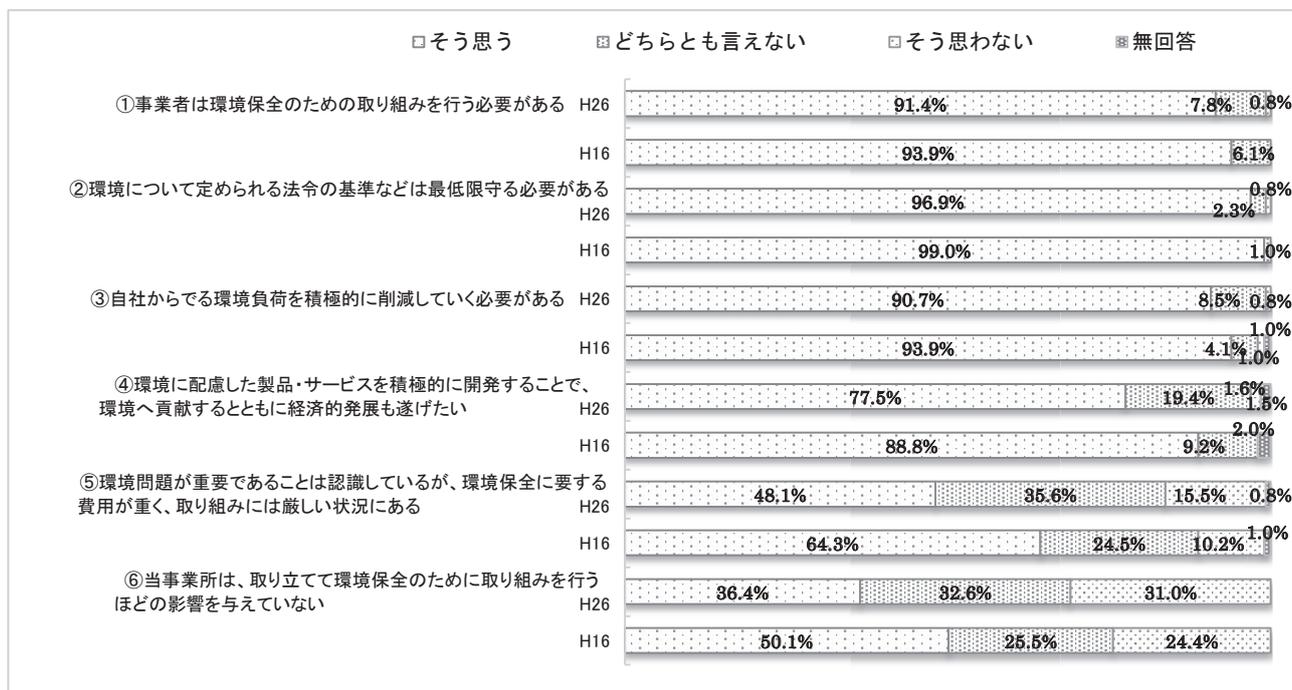
■図表－従業員数

従業員数	H26		H16	
	回答数	比率	回答数	比率
1. 1～4人	10	7.8%	22	22.4%
2. 5～9人	27	20.9%	20	20.4%
3. 10～29人	44	34.1%	16	16.3%
4. 30～99人	32	24.8%	24	24.5%
5. 100～499人	12	9.3%	13	13.3%
6. 500人以上	3	2.3%	2	2.0%
無回答	1	0.8%	1	1.0%
計	129	100.0%	98	100.0%

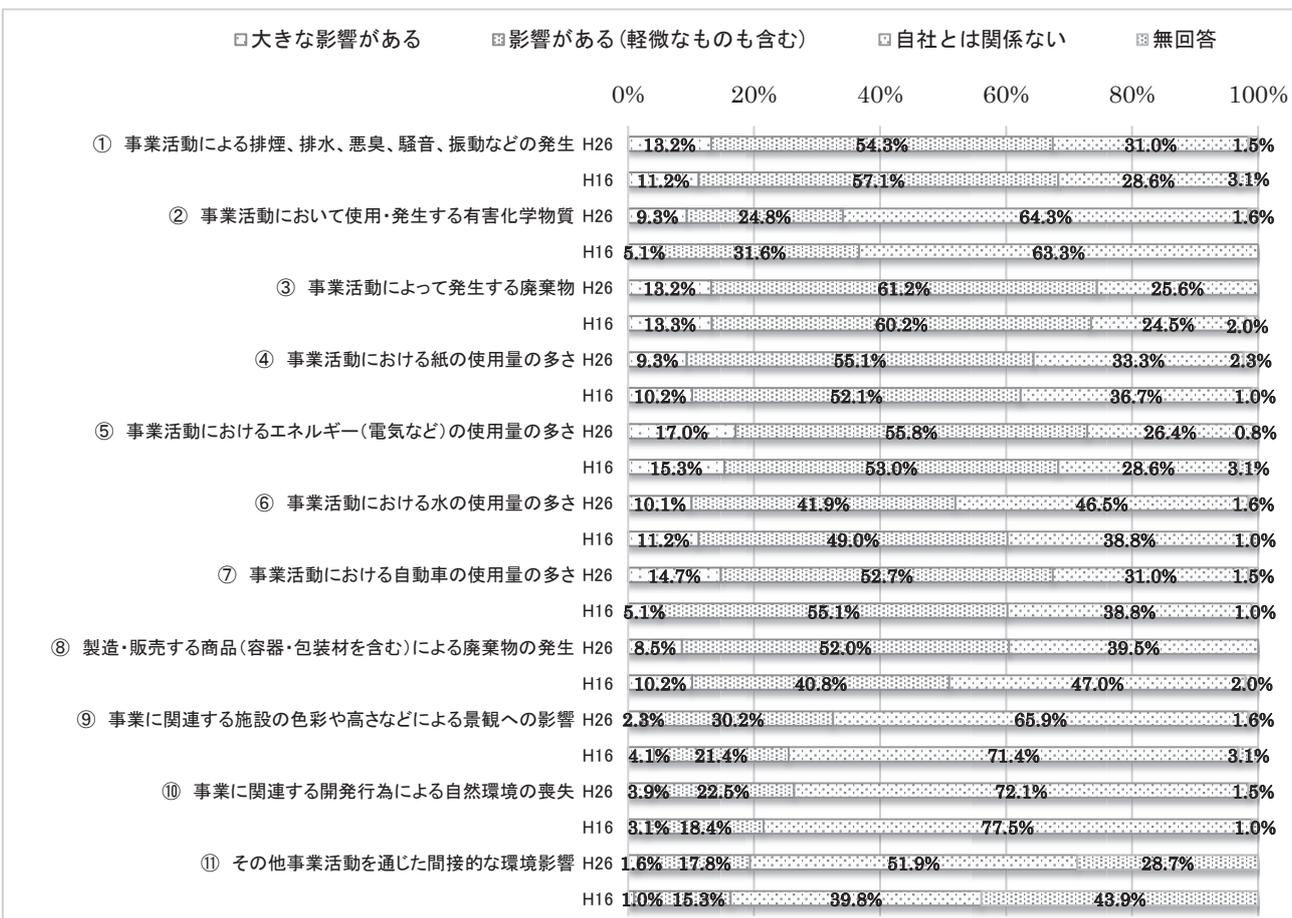


● 環境問題の認識について、おたずねします。

問2 貴事業所では、環境問題についていかがお考えでしょうか。下表左側の各項目に対し、右側の、「そう思う」～「そうは思わない」の5段階の中から該当する番号1つに○をつけてください。

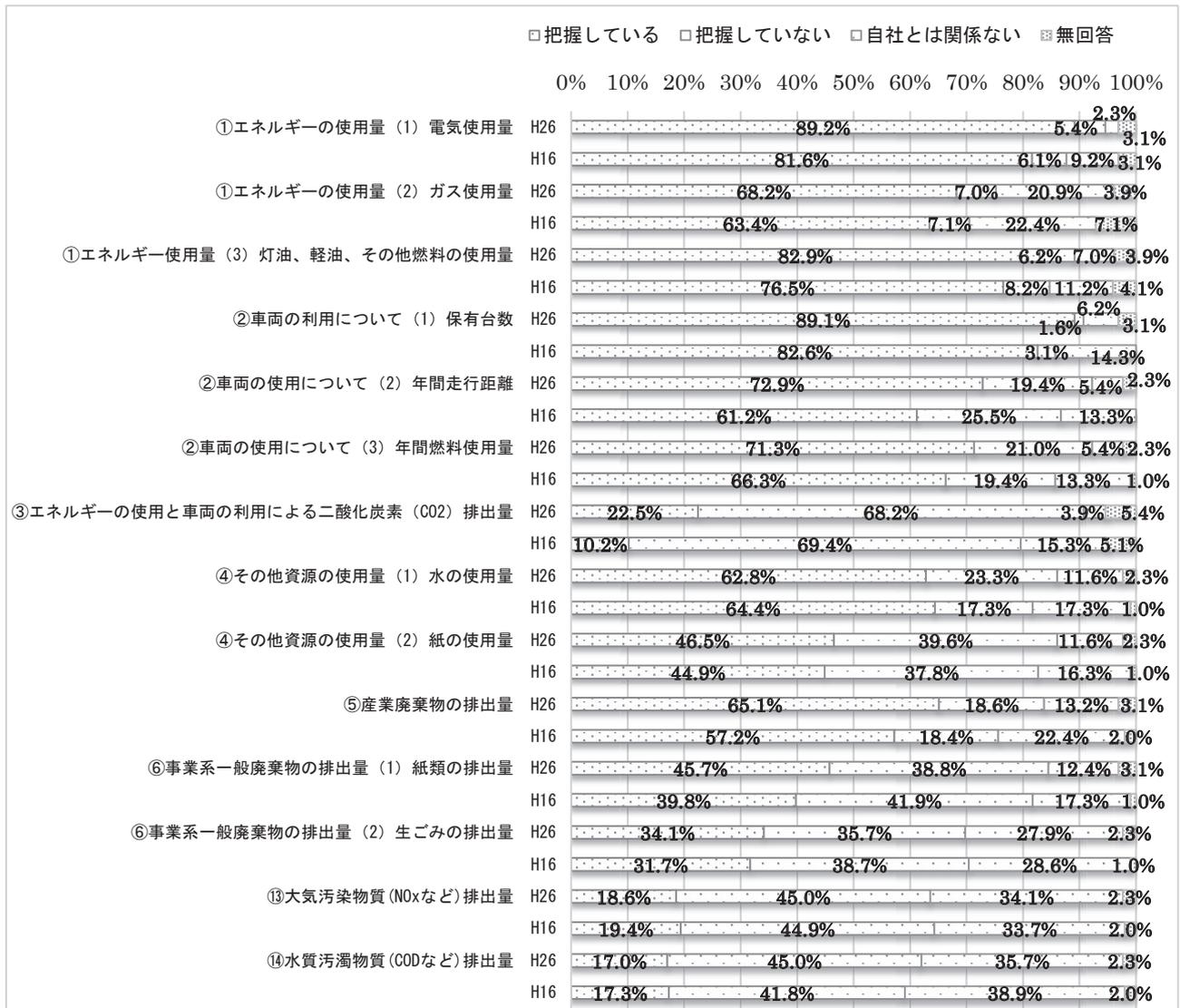


問3 貴事業所の事業活動や提供する製品などにおいて、どのようなものが環境へ大きな影響を与えていると認識していますか。下表左側の各項目に対し、右側「大きな影響がある」～「自社とは関係ない」の3段階の中から該当する番号1つに○をつけてください。



● 環境への負荷の実態について、おたずねします。

問4 貴事業所の環境負荷量の把握について、下表左側の各項目に対し、右側の「細かく把握している」～「自社とは関係ない」の4段階の中から該当する番号1つに○をつけてください。



問5 貴事業所では、上に掲げたような環境負荷量について、担当部署や係員を配置して管理しておられますか。該当する番号に○をつけてください。

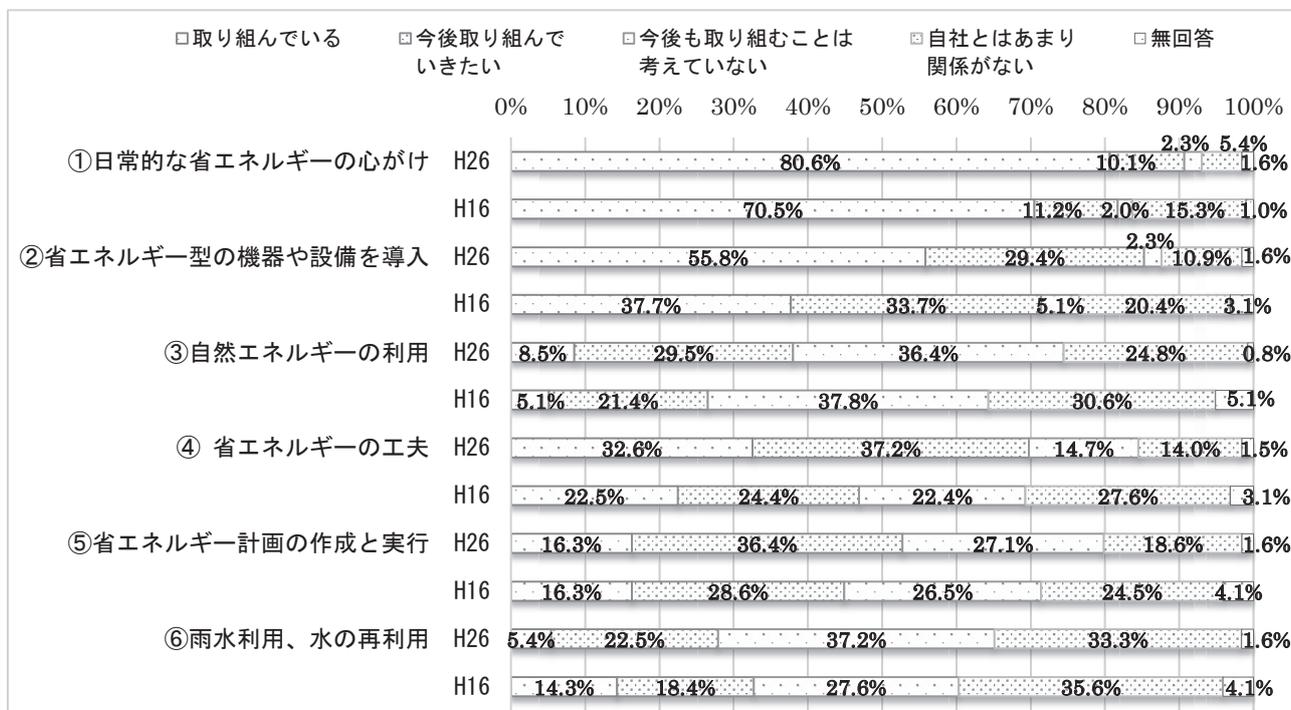
担当部署や係員を配置して管理している	1.はい			2.いいえ		無回答	計
	H26	34	92	3	129		
	26.4%	71.3%	2.3%	100.0%			
H16	34	60	4	98			
	34.7%	61.2%	4.1%	100.0%			



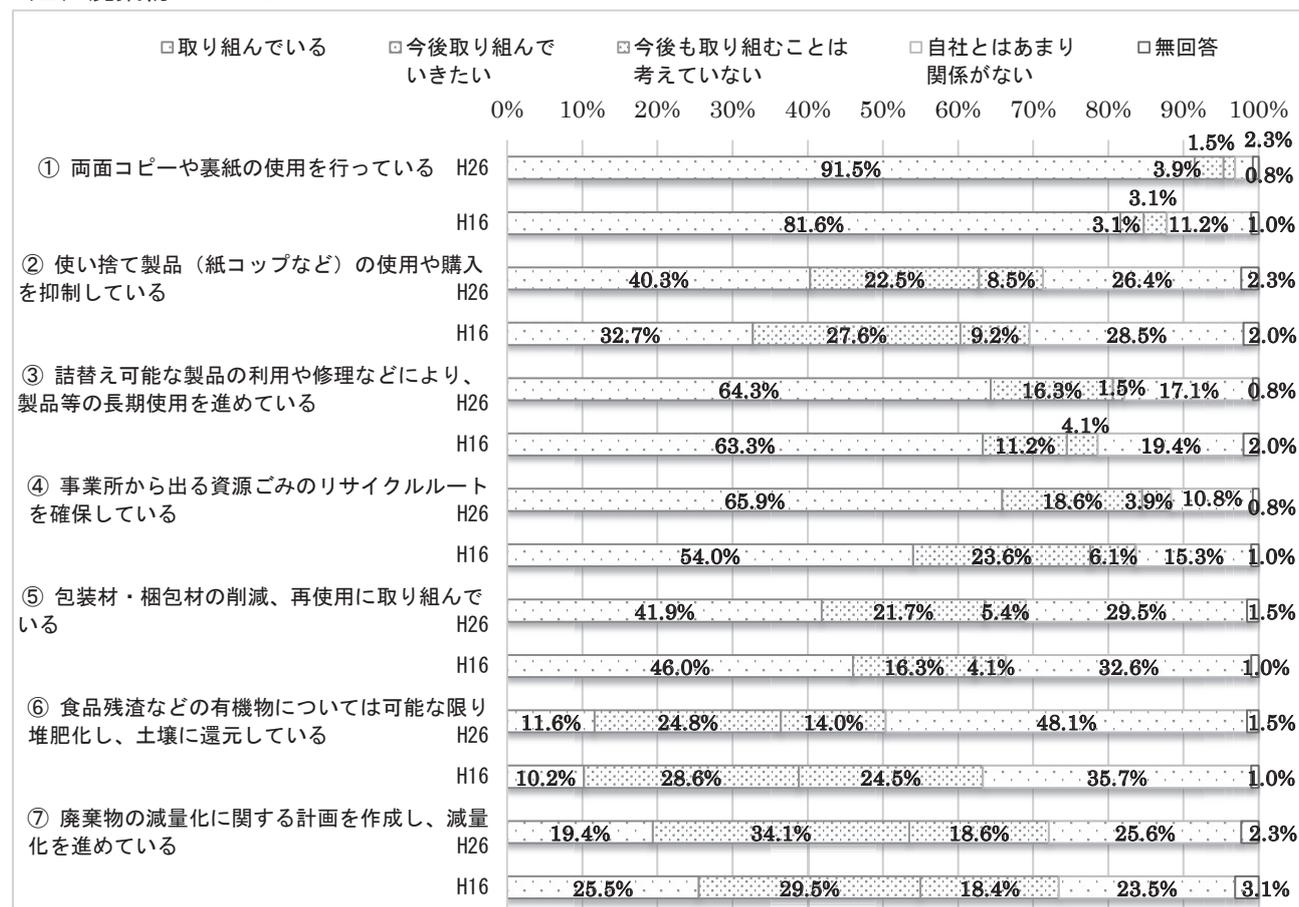
● 環境保全の取組状況について、おたずねします。

問6 貴事業所における、環境保全に関する取組について、下表左側の各項目に対し、右側の「積極的に取り組んでいる」～「自社とはあまり関係がない」の5段階の中から該当する番号1つに○をつけてください。

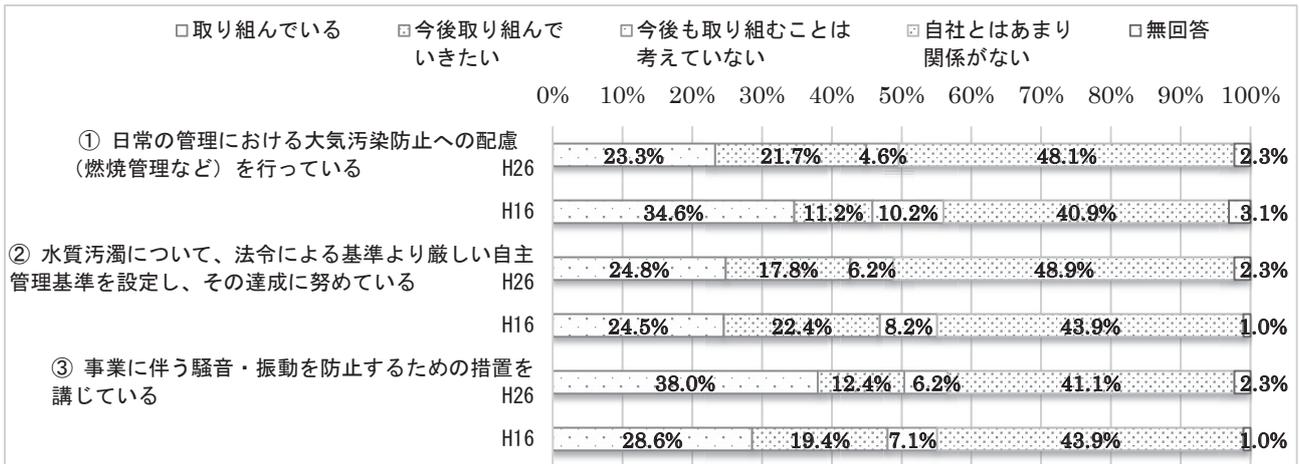
(1) エネルギー・水について



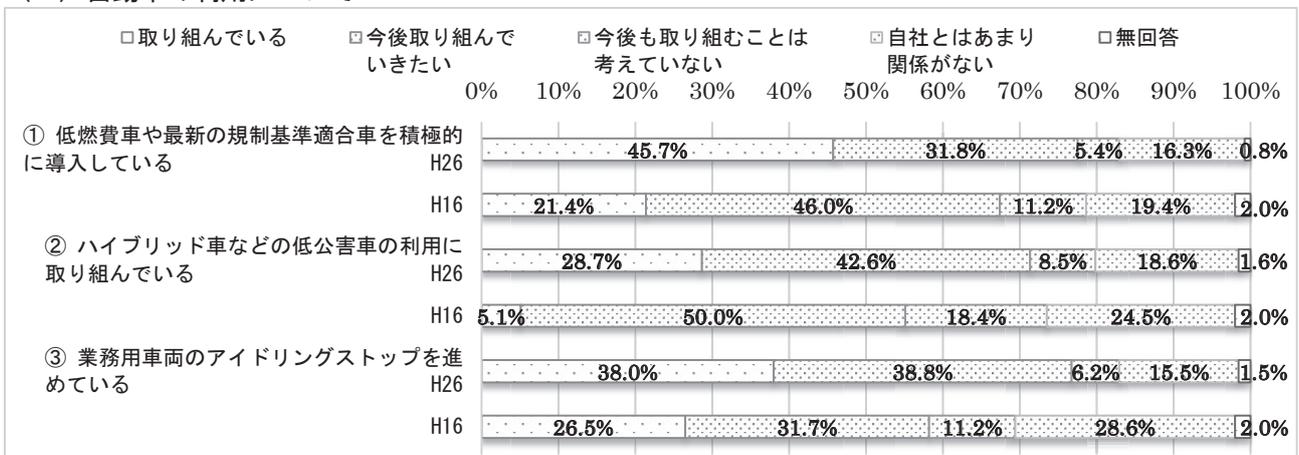
(2) 廃棄物について



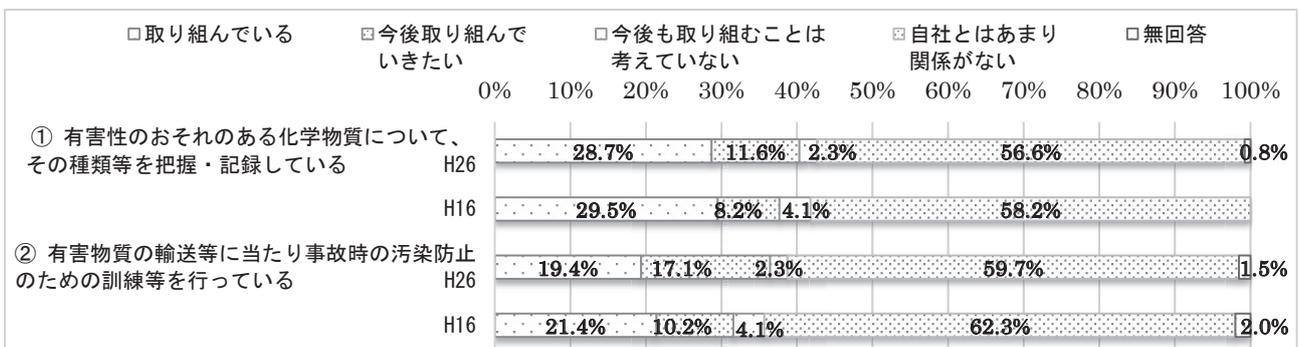
(3) 大気汚染・水質汚濁など公害の防止



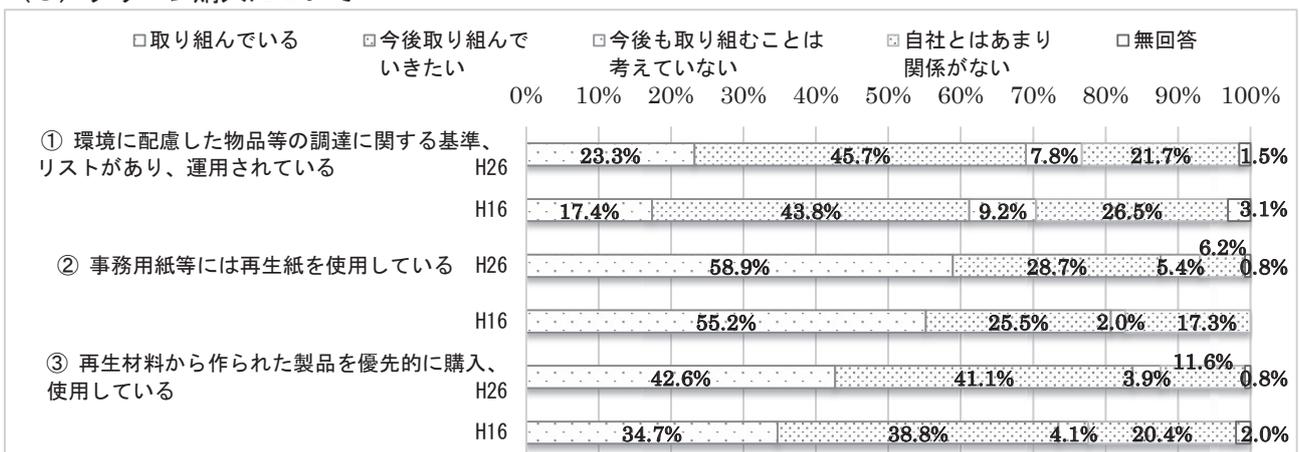
(4) 自動車の利用について



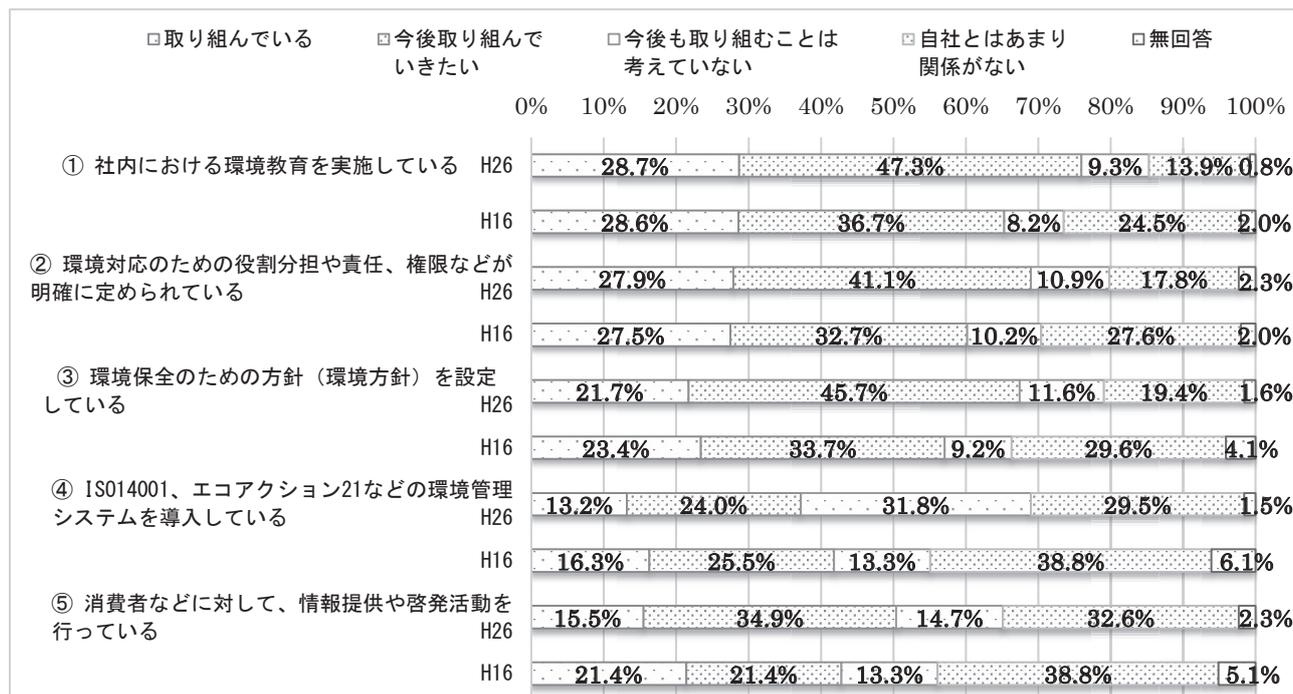
(5) 化学物質対策について



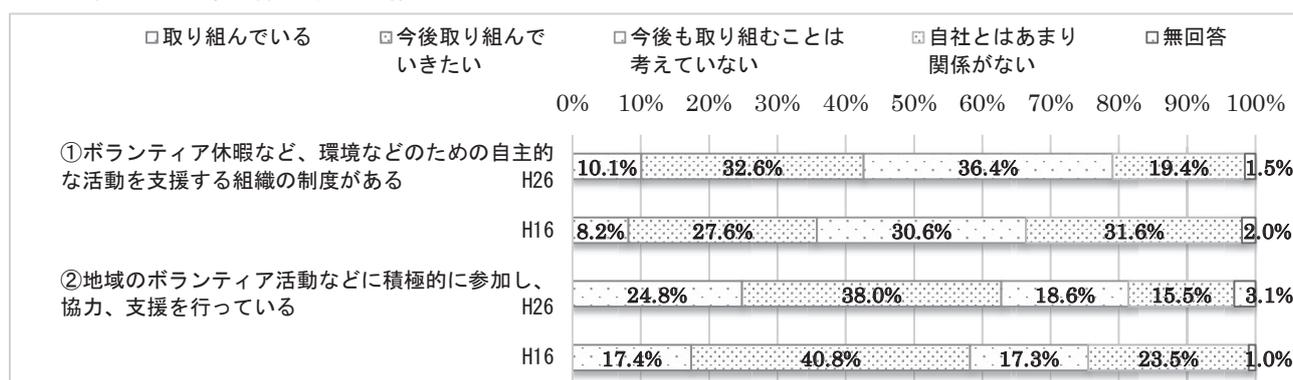
(6) グリーン購入について



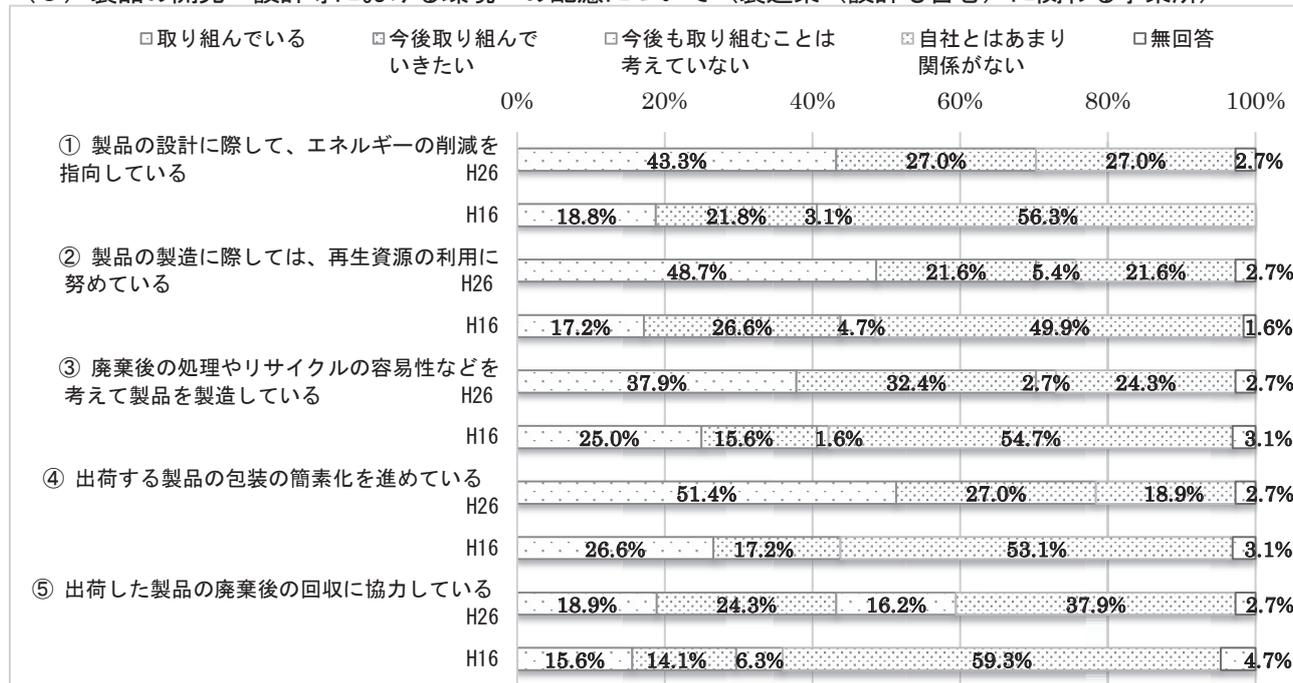
(7) 環境保全のための仕組み・体制、情報提供などについて



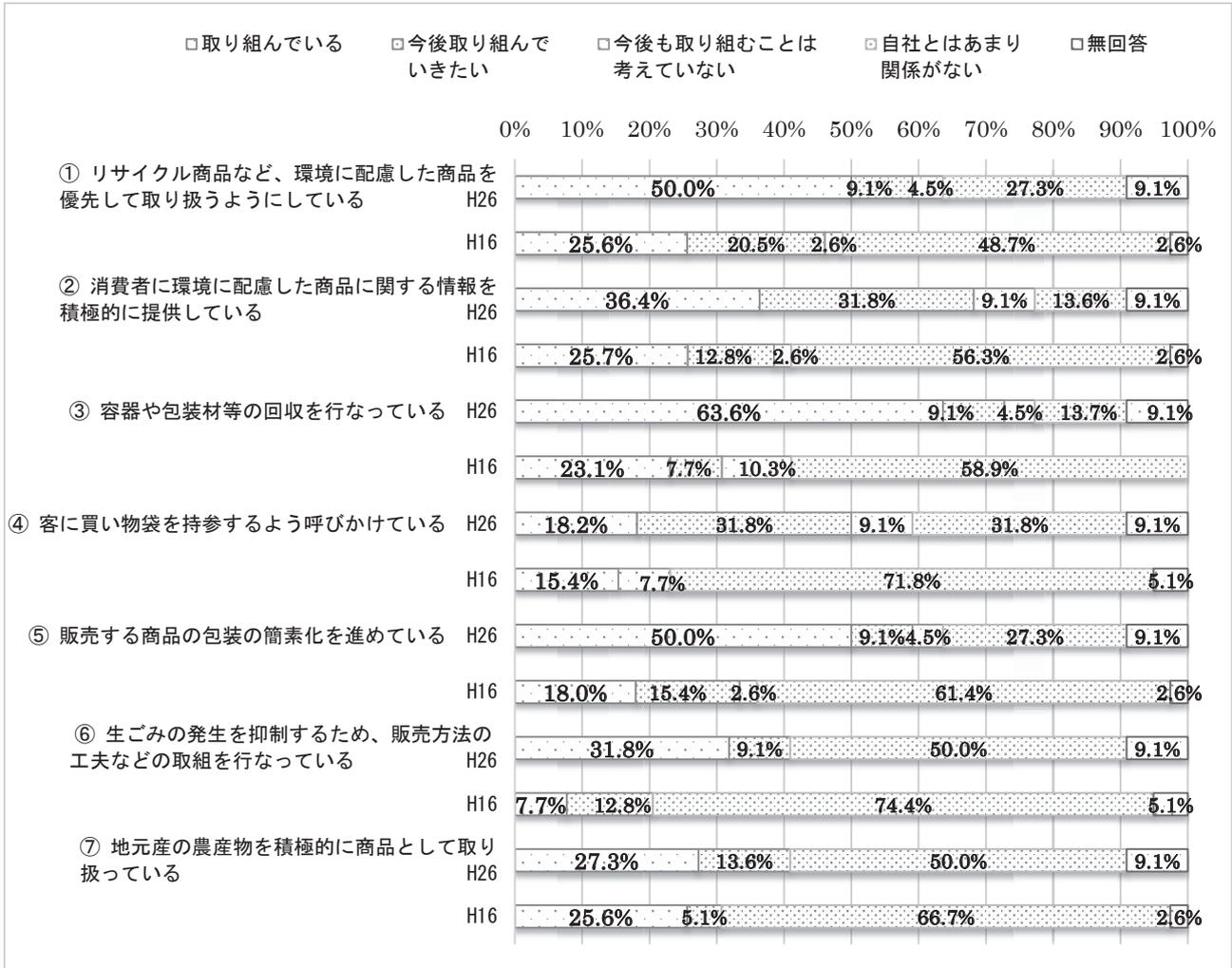
(8) 社外での環境保全活動の推進について



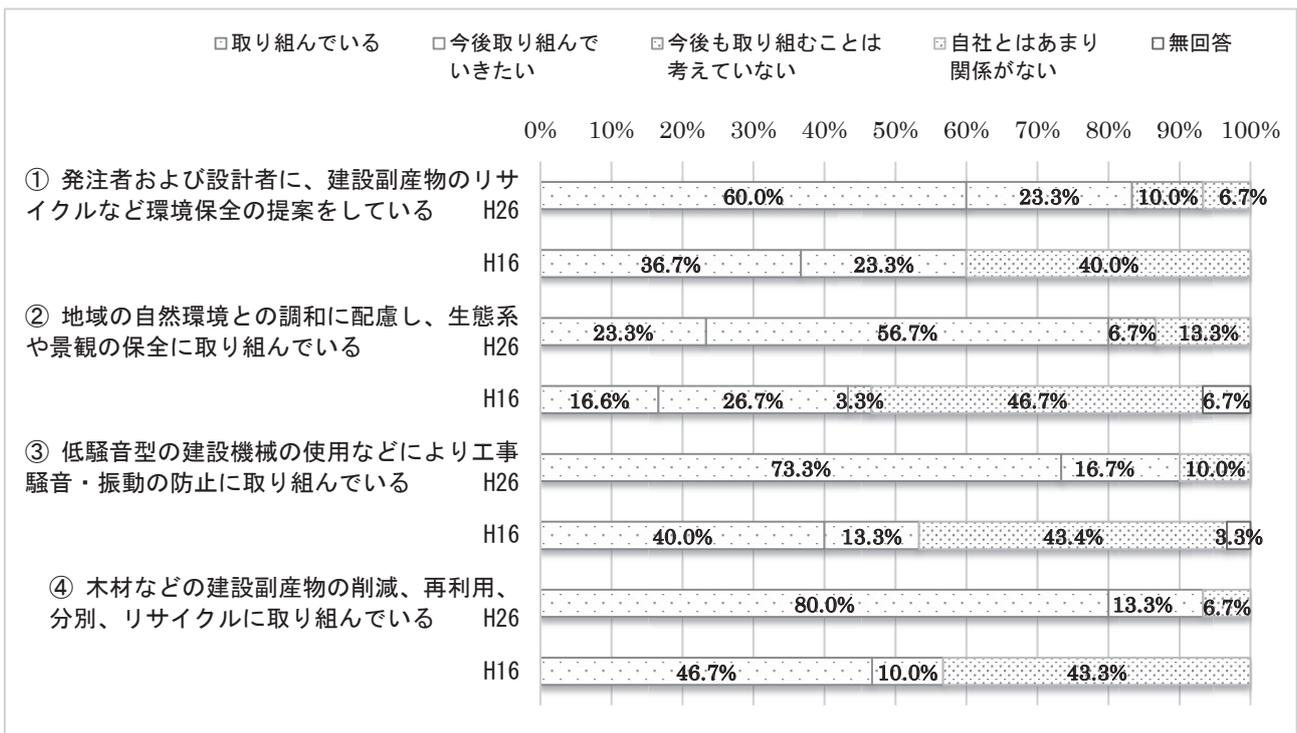
(9) 製品の開発・設計等における環境への配慮について（製造業（設計も含む）に関わる事業所）



(10) 商品の流通・販売等における環境配慮への配慮について（小売業・卸売業に関わる事業所）



(11) 建築物の建築・解体にあたっての環境への配慮について（建設業に関わる事業所）



第二次小千谷市環境基本計画

平成28年3月策定

発行 新潟県小千谷市 市民生活課

〒947-8501

新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

TEL 0258-83-3511 (代表)

FAX 0258-82-8664

URL <http://www.city.ojiya.niigata.jp>

e-mail shimin@city.ojiya.niigata.jp

